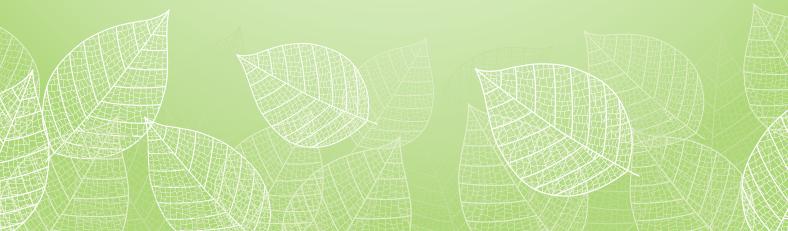


(2021年度 ▶▶▶ 2030年度)

未来へ続け、青い世界が広がるのべおか





ごあいさつ

宮崎県の北部に位置する延岡市は、県内屈指の工業都市でありながら、 市の中心部を流れる五ヶ瀬川は7年連続で全国トップクラスの水質に輝 き、現在も鮎やなをはじめとする川の文化が継承されています。

また、日豊海岸国定公園の中心部に位置し、美しい白浜が広がる下阿蘇ビーチは、九州で唯一、「快水浴場百選」の特選に選ばれており、さらに、雄大な山々が織りなす自然あふれる祖母・傾・大崩ユネスコエコパークの登録で、本市の豊かな自然環境が世界的に評価され、この地に生まれ育ったことをとても誇りに思います。



このように豊かな自然環境や歴史文化を次の世代に引き継ぐため、環境に配慮した自治体を目指し、市 民の皆様と一体となってさまざまな施策を推進して参りました。

一方、国際的な環境を取り巻く社会情勢をみてみますと、「持続可能な開発目標(SDGs)」では、経済的・ 社会的課題を含めたエネルギーや廃棄物などの環境問題に対する目標達成への取組や、「パリ協定」の採 択により、世界全体の平均気温の上昇を抑えることを目標とした、緩和策と適応策への取組が求められ ています。

この度、国際的な課題となっている気候変動やプラスチックごみ問題などの解決に向けて、身近な環境保全の取組を一層推進するため、「第3次延岡市環境基本計画」を策定しました。この計画では、本市がめざす環境像を「未来へ続け、青い世界が広がるのべおか」として掲げ、市が取り組むべき施策の内容や市民、事業者の皆様がそれぞれの立場で環境に配慮すべき指針を示しております。

これからも、市民や事業者、あるいは関係機関とお互いに連携、協力し、豊かな自然あふれるまちづくりを進めながら、めざす環境像の実現に向けて全力で取り組んで参りたいと考えております。

最後に、本計画の策定にあたり、ご審議、ご助言を賜りました延岡市環境審議会の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました皆様や関係各位に厚くお礼申し上げます。

令和3年3月 延岡市長 読谷山 洋司

目 次

第1草 計	劃の概要	1
1. 計画の	D基本的事項	2
1 - 1	はじめに	2
1 - 2	基本理念	3
1 - 3	計画の主旨	3
1 - 4	計画の対象期間	4
1 - 5	計画の対象区域	4
1 - 6	環境を取り巻く社会情勢の変化	4
2. 計画の	の目標	8
2 - 1	基本目標と環境指標	8
2 - 2	施策の体系	9
3. 計画の	D推進	10
3 - 1	計画の推進体制	10
3 - 2	計画の推進方法	10
3 - 3	計画の進行管理	10
第2章 施	策の展開	11
施策1	気候変動対策	12
1-1	二酸化炭素排出削減対策【緩和策】の推進	12
1-2	気候変動の影響への適応【適応策】の推進	16
施策2	循環型社会の形成	17
2-1	廃棄物の排出抑制・減量化の推進	17
2-2	廃棄物の適正処理の推進	20
施策3	生物多様性の保全	22
3-1	祖母・傾・大崩ユネスコエコパークの保全及び関連施策の推進	22
3-2	多様な生物を育む森林・里山の保全	24
3-3	多様な生物を育む農地・里地の保全	26
3-4	多様な生物を育む水辺の保全	28
3-5	野生動植物の保護と管理	30
3-6	自然とのふれあいの推進	33
施策4	環境リスクの管理	35
4-1	大気環境の保全	35
4-2	水環境の保全	37
4-3	生活環境の保全	40

	施策5	環境と調和した地域・社会づくり	43
	5-1	環境教育と環境保全活動の推進	43
	5-2	憩いの空間の創出	46
	5-3	歴史・文化的資源の保護と継承	49
資料	斗編		51
玢	環境用語	· 解記	52
亙	E岡市環	環境審議会委員名簿	59
			60
			64

※1:本文中「*」の記載のある語句は資料編 用語解説に記載しています。

※2:本文中「□」の記載のある語句は外部リンクへ接続します。

第一章

計画の概要

1. 計画の基本的事項

1-1 はじめに

全国トップクラスの水質に 10 年連続 11 回輝いた五ヶ瀬川、快水浴場百選にて九州唯一の特選「=九州 No.1」に選定された下阿蘇ビーチ、幅広い植生と希少な動植物が生息している祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク。水質的にも世界のユネスコにも認められたまちとして、私たちは、この地に脈々と受け継がれた、この恵まれた、豊かな自然あふれる延岡を守っていく使命があります。

めざす環境像

未来へ続け、青い世界が広がるのべおか

どこまでも続く青い空、青い海、青く澄んだ川、青々と生い茂る木々が連なる雄大な山の恵みを、全ての市民が等しく享受するとともに、人と自然との共生が将来にわたり確保されるために、このめざす環境像をもとに、第3次延岡市環境基本計画を策定します。



下阿蘇海水浴場



綱ノ瀬橋梁



行縢山

(写真:一般社団法人延岡観光協会)

1-2 基本理念

この計画の基本理念は、延岡市環境基本条例*に掲げられている基本理念とします。

- ○環境の保全は、市民が健康で文化的な生活に欠くことのできない健全で恵み豊かな環境の恵沢を 享受するとともに、人と自然との共生が将来にわたって確保されるように適切に行われなければ ならない。
- ○環境の保全は、公害の防止並びに資源の適正な管理及び循環的な利用を図り、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築することを目的として、すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的な取組により行わなければならない。
- ○環境の保全は、生態系*及び市域の自然的条件に配慮し、自然と共存する都市の実現を目的として 行われなければならない。
- ○地球環境の保全は、地域の環境が地球全体の環境にもかかわっていることにかんがみ、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

1-3 計画の主旨

本計画は、延岡市環境基本条例第8条に基づき策定するもので、本市の環境保全に関する施策を総合的、計画的に推進するための基本的な考え方を示したものです。

これまで 2000 年度(平成 12 年度)に「(第 1 次) 延岡市環境基本計画」、2010 年度(平成 22 年度)に「第 2 次延岡市環境基本計画(前期計画)」、2015 年度(平成 27 年度)に「第 2 次延岡市環境基本計画(後期計画)」を策定し、環境保全に関する様々な施策を推進してきました。

本計画は、「第2次延岡市環境基本計画(後期計画)」の計画期間が2020年度(令和2年度)をもって終了すること、また、引き続き地球規模でその対策が急務となっている気候変動への対応、生物多様性の保全、健全な物質循環など深刻化、複雑化する環境問題に対応するとともに、身近な生活環境の保全等の取組を一層推進するために策定するものです。

さらに、行政、事業者及び市民が、環境保全に向けての役割と責任を認識し、お互いに協力して環境に 配慮するための指針となるものです。

	日常生活において環境に負荷を与えているということを認識し、その負荷を低減す
市民の役割	るための取組に努めます。また、様々な環境保全に関する活動に積極的に参加する
	とともに、市が実施する環境保全のための施策の推進に協力します。
	事業活動において環境に負荷を与えているということを認識し、その負荷を低減す
事業者の役割	るための取組に努めます。また、市民や民間団体が行う環境保全に関する活動に協
	力するとともに、市が実施する環境保全のための施策の推進に協力します。
	環境保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し実施します。また、市が自ら行
行政の役割	う事務事業に関して率先して環境負荷の低減に努めるとともに、市民、事業者、民間
	団体が行う環境保全に関する活動への支援を行います。

3

1-4 計画の対象期間

この計画の対象期間は、2021 年度(令和 3 年度)から 2030 年度(令和 12 年度)までの 10 年間とします。初めの 5 年間を前期計画、次の 5 年間を後期計画とします。また、本市の社会情勢や環境問題に大きな変化が生じた場合は、柔軟に見直しを実施します。



※令和6年3月一部改定:国の地球温暖化対策計画の改定(令和3年10月)による本市の温室効果ガス排出量削減 目標値の変更に伴う改定

1-5 計画の対象区域

対象となる区域は、延岡市全域とします。

地球環境問題や河川・海域の水質汚濁、廃棄物の処理、森林保全など広域的な問題の対応については、 近隣自治体、国、県との連携を図ります。

1-6 環境を取り巻く社会情勢の変化

2011 年度から 2020 年度までの第 2 次延岡市環境基本計画の計画期間中において、国内外の環境を取り巻く社会情勢として「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ* ⑤」 やパリ協定が採択されたことに加え、海洋プラスチックや食品ロスといった問題に直面しています。

また、市内における環境情勢においては、五ヶ瀬川の水質が 2013 年から 10 年連続で全国トップクラスを維持していることに加え、2017 年度には祖母・傾山系及び周辺地域における自然との共生が評価され、祖母・傾・大崩ユネスコエコパークとして登録されました。

① 持続可能な開発目標(SDGs)

持続可能な開発目標(SDGs)は、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標です。エネルギーや水資源、気候変動など環境に関する課題だけでなく、貧困や保健、教育や経済成長など、幅広い課題に関する17項目のゴール(目標)とそれらに付随する具体的な169のターゲット(達成基準)によって構成されており、環境問題はこれらの経済的・社会的な課題と不可分であることが明記されています。



SDGs の 17 の目標 (資料:国連広報センター)

② パリ協定

2015年、フランス・パリにおいて、気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)*が行われ、全て の国が参加する温室効果ガス*排出削減等のための新たな国際枠組みである「パリ協定」が採択されまし た。協定では、世界全体の平均気温の上昇を2°Cより下方に抑えることなどが目標として掲げられ、締約 国に「緩和策」(温室効果ガス排出量の削減等)と「適応策」(気候変動による悪影響への対処)の取組が 求められました。

こうした中、国は、「地球温暖化対策計画®」(2021 年 10 月閣議決定)において、2050 年カーボンニ ュートラルの実現に向けて気候変動対策を着実に推進していくこと、中期目標として 2030 年度に 2013 年度比で温室効果ガス排出量を 46%削減することとし、さらに 50%の高みに向けて挑戦を続けることを 表明し、緩和策の推進に取り組んでいます。

また、適応策については、2018 年 12 月に施行された気候変動適応法に基づく「気候変動適応計画*🖺」 (2018年11月閣議決定)において、「農業、森林・林業、水産業」、「水環境・水資源」、「自然生態系」、 「自然災害・沿岸域」、「健康」、「産業・経済活動」及び「国民生活・都市生活」の分野で取組を進めてい ます。

■緩和

人間社会や自然の生態 系が危機に陥らないた めには、実効性の高い 温室効果ガス排出削減 の取組を行っていく必 要があります。温室効 果ガスの排出抑制に向 けた努力が緩和です。



緩和と適応(資料:気候変動適応情報プラットフォーム*)

緩和を実施しても温暖化 の影響が避けられない 場合、その影響に対して 自然や人間社会のあり方 を調整していくことが、

適応です。

③ 海洋プラスチック

プラスチックは、私たちの生活に身近な素材であり、利便性が高いため幅広く利用されています。しか し近年は、漁具として使用されていたプラスチックや陸上で廃棄又は水害で流失したプラスチックが海 洋に流出し、海洋環境の汚染や生態系への影響が指摘されています。

プラスチックごみによる環境汚染については、我が国が議長を務 めた 2019 年 6 月の G20 大阪サミット*において、2050 年までに 海洋プラスチックごみ*による追加の汚染を無くすことを目標と する合意がなされました。

国では、再生不可能な資源への依存度を減らし、再生可能資源* に置き換えるとともに、経済性及び技術的可能性を考慮し、使用さ れた資源を徹底的に回収、何度も循環利用することを旨として、「プ ラスチック資源循環戦略*□ | を 2019 年 5 月に策定しました。



漂着したプラスチックごみで汚れた海岸 (資料:政府広報オンライン)

④ 食品ロス

食品ロスの問題については、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」において言及されるなど、 その削減が国際的に重要な課題となっている中、大量の食糧を輸入し、食料の多くを輸入に依存してい る我が国として、取り組むべき重要な課題となっています。

こうした中、国民運動として食品ロスの削減を推進するため、2019 年 5 月に、食品ロスの削減の推進に関する法律が成立し、同年 10 月に施行されました。

さらに、国の食品ロスの削減目標として、家庭から発生する食品ロス量については、「第四次循環型社会形成推進基本計画計」(2018年6月閣議決定)、食品関連事業者から発生する食品ロス量については、食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針(2019年7月公表)において、ともに2030年度までに2000年度比で半減するとの目標が設定されています。



フードドライブ*の取組(資料:宮崎県)



小売店における食品ロス削減に向けた啓発活動 (資料:農林水産省)

⑤ 祖母・傾・大崩ユネスコエコパークの登録

ユネスコエコパーク*は、生態系の保全と持続可能な利活用の調和を目的としており、「自然と人間社会の共生」ができているモデルとして高く評価された地域が登録されています。2017年、本市の市街地及び沿岸域を除く地域は、祖母・傾・大崩ユネスコエコパークに登録されました。

本市においては、祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク推進協議会の一員として周辺自治体と連携し、継続的な調査を進め、貴重な生態系の持続的な保全、学術的研究や調査・研修の支援、自然と共生した持続可能な発展を目指します。

また、近年、持続可能な開発のための教育(ESD)*がうたわれ、環境に加えて、貧困、人権、平和、開発等に配慮し、持続可能な社会づくりを実現していくことを目指す学習活動や教育活動が求められています。ESD の推進拠点となるユネスコスクール*について、本市では 2022 年に北川小学校と北川中学校において登録されています。



祖母・傾・大崩ユネスコエコパークのロゴマーク (資料:祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク推進協議会)

⑥ 全国トップクラスの水質

市内を流れる五ヶ瀬川は、九州山地を水源として全長 106km にも及び、大崩山付近を水源として流れる祝子川、大分県境から流れる北川と河口で合流し五ヶ瀬川水系を形成しています。このように海、山、川の自然に恵まれた延岡は「水郷のまち」としても知られ、五ヶ瀬川の「鮎やな」は水郷延岡の象徴となっています。

この多くの河川が日向灘に流れ込み、農業や漁業及び工業など広く市民生活を支えています。その良好な水質は、希少な動植物の生息・生育する豊かな環境を形成しているため、河川や海域の水質に対する市民の関心が高くなっています。

こうした中、市の中心部を流れる五ヶ瀬川は、国土交通省による全国の一級河川(直轄管理区間)の水質現況調査において、2011年に全国トップクラスの水質となり、2013年からは 10年連続で全国トップクラスの水質に輝いています。

また、南浦・北浦地区にある須美江海水浴場と下阿蘇ビーチは、環境省が定める快水浴場百選に選定されており、特に美しい白砂が広がる景色が自慢の北浦町の下阿蘇ビーチは、九州唯一の特選「=九州 No.1」に選定されています。

2. 計画の目標

2-1 基本目標と環境指標

本計画がめざす環境像を実現するために、次の5つの基本目標を定めるとともに、各基本目標に対する 環境指標を設定します。

① 地球にもみんなにも思いやりのあるやさしいまち <気候変動対策>

温室効果ガスの排出を削減するための取組を市民、事業者、行政がそれぞれの責任や役割に応じ連携、協力しながら着実に推進することで、地球温暖化の防止に貢献するまちを目指します。

環境指標	単位	現況 (2019 年度)	中間目標値 (2025 年度)	目標値 (2030 年度)
市の事務事業における温室効果ガス削減率(対 2013 年度)	%	16.9	▲ 18.4	▲ 50.0

② 大切に物を使いごみを減らすまち <循環型社会*の形成>

廃棄物の適正処理やリサイクル等を推進し、循環を基調とする社会の形成を目指します。

環境指標	単位	現況 (2019 年度)	中間目標値 (2025 年度)	目標値 (2030 年度)
一人一日当たりの一般廃棄物排出量	g	1,060	1,008	964

③ たくさんの生き物が安心して住めるまち <生物多様性の保全>

野生動植物の保護、環境に配慮した農林水産業、自然とのふれあいを推進することで、生物多様性に富んだ豊かな恵みを次の世代に継承するまちを目指します。

環境指標	単位	現況 (2019 年度)	中間目標値 (2025 年度)	目標値 (2030 年度)
祖母・傾・大崩ユネスコエコパークの登録	-	登録	-	登録(維持)
延岡市の固有種*とそれに準ずる種(植物のみ)	種	49	現状維持	現状維持

※国内又は県内で本市のみに生息・生育する動植物、近隣自治体で確認されるが本市が生息・生育の中心となっている希少動植物

④ おいしい空気ときれいな水に包まれるまち <環境リスク*の管理>

大気汚染や水質汚濁、騒音振動などの身近な生活環境に関わる問題を未然に防止することで、全ての市 民が安心して健やかに暮らせる環境にやさしいまちを目指します。

環境指標	単位	現況 (2019 年度)	中間目標値 (2025 年度)	目標値 (2030 年度)
【五ヶ瀬川の水質】 全国トップクラスの回数	回	8	13	18
生活排水処理率	%	90.6	92.7	95.0

⑤ みんなで力を合わせて守り続けるまち <環境と調和した地域・社会づくり>

市民一人ひとりが環境学習を通して、環境との関わりを正しく理解し、自ら進んで環境問題や環境に配慮した行動に取り組めるよう支援します。また、環境に対して市民、事業者、行政それぞれが果たすべき責任と役割において、環境保全活動を推進し、みんなで学びみんなで実践する環境保全のまちを目指します。

環境指標	単位	現況 (2019 年度)	中間目標値 (2025 年度)	目標値 (2030 年度)
ユネスコスクール加盟校数	校	0	1	2
環境学習への参加人数	人	4,902	5,500	6,000

2-2 施策の体系

1. 気候変動対策 00 1-1 二酸化炭素排出削減対策 1-1-1 省エネルギー活動の推進 1-1-3 再生可能エネルギーの導入推進 1-1-2 交通・物流対策の推進 1-1-4 吸収源対策の推進 【緩和策】の推進 1-2 気候変動の影響への適応 1-2-1 気候変動の影響への適応策の推進 【適応策】の推進 2. 循環型社会の形成 2-1-1 4Rの推進 2-1-3 プラスチックごみ削減の推進 2-1 廃棄物の排出抑制・減量化の推進 2-1-2 食品ロス削減の推進 2-1-4 ごみ減量化に対する意識啓発の推進 2-2-1 不法投棄対策等の推進 2-2 廃棄物の適正処理の推進 2-2-2 ごみステーションの適正管理 2-2-3 廃棄物処理施設の適正な維持管理と整備の推進 3. 生物多様性の保全 3-1-1 貴重な生態系の持続的な保全の推進 3-1 祖母・傾・大崩ユネスコエコパークの 3-1-2 学術的研究の推進 保全及び関連施策の推進 3-1-3 自然と共生した持続可能な発展の推進 3-2-1 森林整備の推進 3-2-3 森林を育む林業の推進 3-2 多様な生物を育む森林・里山*の保全 3-2-2 森林保全の推進 3-3 多様な生物を育む農地・里地*の保全 3-3-1 生物多様性を重視した農業の推進 3-4-1 河川の環境保全 3-4-3 湿地の生態系の保全と再生 3-4 多様な生物を育む水辺の保全 3-4-2 海辺の環境保全 3-4-4 生物多様性を維持する水産業の推進 3-5-1 野生動植物の適正管理の推進 3-5-3 外来種*対策の推進 3-5 野生動植物の保護と管理 3-5-2 希少野生動植物の保存 3-6-1 自然とふれあう場所の推進 3-6 自然とのふれあいの推進 3-6-2 自然とのふれあい活動の推進 4. 環境リスクの管理 4-1-1 大気の監視と発生源対策 4-1-3 その他の大気汚染対策 4-1 大気環境の保全 4-1-2 自動車排出ガス対策 4-2-1 水質の測定と監視 4-2-4 健全な水循環の確保 4-2 水環境の保全 4-2-2 生活排水対策の推進 4-2-5 水環境の保全に対する意識啓発の推進 4-2-3 産業排水対策の推進 4-2-6 地下水污染対策 4-3-1 騒音·振動対策 4-3-3 化学物質対策 4-3 生活環境の保全 4-3-2 悪臭対策 4-3-4 環境リスク対策 5. 環境と調和した地域・社会づくり CO 5-1-1 環境学習に関する機会づくりの推進 5-1-3 環境保全活動への支援 5-1 環境教育と環境保全活動の推進 5-1-2 情報提供と人材育成 5-1-4 環境保全活動団体との連携 5-2-1 水辺空間の保全と創出 5-2-3 憩い空間の確保 5-2 憩いの空間の創出 5-2-2 緑の保全と創出 5-2-4 良好な景観の形成 5-3-1 歴史・文化的財産の保存 5-3 歴史・文化的資源の保護と継承 5-3-2 地域文化の伝承

3. 計画の推進

3-1 計画の推進体制

本計画に示されためざす環境像の実現に向けて、計画の着実な推進を図るためには、庁内の体制とともに市民や事業者との協働により、取り組んでいくことが重要です。

本計画の進行管理は、「延岡市環境審議会*」に進捗状況を報告し、課題等について客観的に審査頂くとともに助言を受け、施策展開に反映していきます。

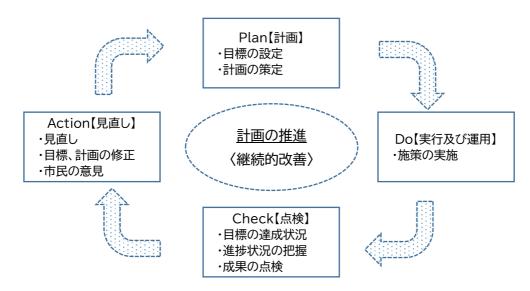
また、本計画の推進に当たっては、国や県、近隣自治体とともに綿密に連携・協力を図り、課題解決を行っていきます。

3-2 計画の推進方法

施策の実行状況、目標の達成状況について指標を基にその達成状況を把握し、必要に応じて計画の見 直し、修正等を行います。

計画推進にあたっては、次のような環境マネジメントシステムの基本的な考え方を取り入れ、環境の 継続的改善を図ります。

<環境マネジメントシステムの考え方>



3-3 計画の進行管理

計画の進行状況を把握し、施策の方向性を確認していくために指標を用います。指標により計画を管理することで計画の見直し等の作業を円滑にします。

第2章

施策の展開

施策1 気候変動対策





1-1 二酸化炭素排出削減対策【緩和策】の推進

1-1-1 省エネルギー活動の推進

1-1-3 再生可能エネルギーの導入推進

1-1-2 交通・物流対策の推進

1-1-4 吸収源対策の推進

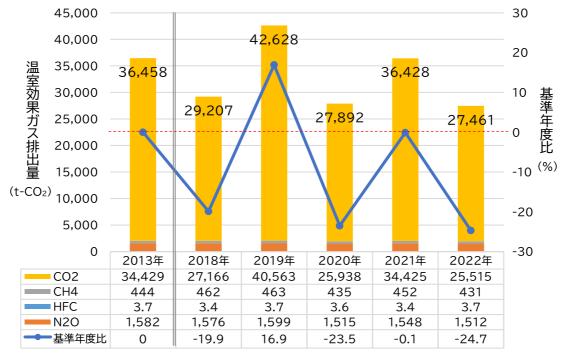
現状と課題

本市では、地球温暖化対策の推進に関する法律*に基づく地方公共団体実行計画*(事務事業編)として 2023 年度に「延岡市地球温暖化対策実行計画*園」(第6版)を策定し、温室効果ガスの削減目標として、「2013 年度比で 2030 年度までに 50%削減」を掲げています。

本市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量は、経年的に減少傾向を示しており、2022 年度の実績値は 27,461 t -CO₂で、2013 年度比で 24.7%の減少となっています。

引き続き、施設 LED 照明の導入や新築建物の ZEB 化、太陽光発電の導入、調達エネルギーの再生可能エネルギー化、公用車における電動車の導入に努めることにより、市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量の削減に取り組む必要があります。

また、市域で温室効果ガス排出量を削減し、地球温暖化を防止することが求められており、市域における温室効果ガス排出量を削減するための取組の推進を図るため、2023 年度に「延岡市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を策定しました。この計画では CO_2 排出量の削減について、2030 年度は2013 年度比で 50%削減、2050 年度にはカーボンニュートラル(CO_2 排出量実質ゼロ)を目標としています。



市の事務事業における温室効果ガス排出量の推移

取組の方針

1-1-1 省エネルギー活動の推進

地球温暖化防止啓発活動の周知・徹底

生活環境課 脱炭素政策室

・国、県、市が実施する地球温暖化防止に関する情報の周知徹底を図ります。

地球温暖化防止活動推進員派遣事業*の活用

生活環境課

・企業や学校、あるいは地域で行う地球温暖化防止活動を推進するため、宮崎県地球温暖化防止活動 推進センターの地球温暖化防止活動推進員派遣事業の活用を図ります。

延岡市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)*の策定

脱炭素政策室

・延岡市全域における、温室効果ガスの排出状況を把握し、より効果的な地球温暖化対策を推進する ため、延岡市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)を策定しました。

延岡市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)*の推進

脱炭素政策室

・延岡市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)に基づき、市の事務事業における省エネやごみの排 出抑制、資源化を推進します。

延岡市環境マネジメントシステム*の運用の推進

生活環境課

・市の事務事業において、清掃工場や下水処理場など環境保全性の高い事業である一方、環境に著し い負荷を与える事業について、延岡市環境マネジメントシステムを運用し、環境にやさしい事務事 業を推進します。

事業所への省エネ機器・設備の導入促進

工業振興課、脱炭素政策室 関係課

- ・助成制度等の情報提供により、事業所への省エネ機器やエネルギー効率の高い設備の導入促進を図 ります。
- ・市有施設における計画的な省エネ機器の更新に努めます。

地産地消*の推進

→ 3-3-1 生物多様性を重視した農業の推進 3-4-4 生物多様性を維持する水産業の推進 各総合支所産業建設課

農業畜産課、水産課

・安心安全な食料を提供するとともに、輸送に関する環境負荷を低減するため、直売所等を活用した 地産地消を推進します。

家庭における省エネ行動の促進

- ・節水や節電、あるいは家庭でできる省エネ活動について、宮崎県地球温暖化防止活動推進員*や関 係団体と協力して、イベントやホームページ等により普及啓発を促進します。
- ・省エネラベリング制度*や統一省エネラベル制度*、グリーン購入*等の環境にやさしい製品の情報 提供を行い、家庭への省エネ家電等の普及促進を図ります。

省エネ住宅の普及促進

建築住宅課、建築指導課 脱炭素政策室

- ・延岡市住まいづくり協議会と協力して、住宅相談や「住まいづくり in 延岡」等のイベント開催時 に、省エネの品質を確保した住宅や長期優良住宅並びに太陽光発電等の自然エネルギー*を利用し た住宅の普及促進を図ります。
- ・市営住宅及び公共施設の建築・改修において、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(建 築物省エネ法)*に基づき、省エネ性能に優れた建築設計に取り組みます。

1-1-2 交通・物流対策の推進

公共交通機関の利用促進 → 4-1-2 自動車排出ガス対策

地域・離島・交通政策課

- ・公共交通機関の利用促進のため、鉄道、路線バス等市民の利便性に配慮した運行について関係機関 に要請します。
- ・路線図や時刻表の作成など延岡市バス利用促進協議会と連携し、バス利用の普及促進に努めます。
- ・公共交通空白地域におけるコミュニティバス*等の効率的な運行を推進します。

自転車等の利用促進

→ 4-1-2 自動車排出ガス対策

土木課 都市計画課

・道路の拡幅を行う場合、自転車や歩行者が利用しやすい道路環境の整備を推進します。

エコドライブの普及促進

生活環境課

・市の広報やホームページ等によりエコドライブの普及促進を図ります。

低公害車*の導入促進

→ 4-1-2 自動車排出ガス対策

管財課

・市で使用する公用車について率先して低公害車の導入を図ります。

交通の分散と円滑化の促進

土木課 都市計画課

- ・交通渋滞の解消や交通円滑化を図るため、主要な幹線道路の整備を促進します。
- ・交通災害等を解消するため、関係機関と連携して信号機や標識等、交通安全施設の効率的な設置を 促進します。

鉄道貨物などモーダルシフト*への促進

工業振興課

・関係機関や国、県、近隣市町村と連携協力して、細島港、延岡駅など物流ネットワークの拠点となる施設の利便性向上を図り、モーダルシフトを促進します。

1-1-3 再生可能エネルギーの導入推進

太陽光、太陽熱エネルギーの利用促進

介画課

脱炭素政策室

・設置に対する支援などの情報提供により、一般家庭や事業所における太陽光、太陽熱など環境にやさしいエネルギーの利用促進を図ります。

木質バイオマス*の利用促進

林務課

・立木の有効利用を進めるため延岡市バイオマスタウン構想*[®]に基づき、林地残材等の木質バイオマス利用を促進します。

市有施設におけるエネルギーの有効活用の促進

脱炭素政策室 下水道課

清掃工場

- ・エネルギーの使用の合理化等に関する法律(省エネ法)*に基づき、市有施設におけるエネルギー使用の合理化を図ります。
- ・市有施設の新設、改良時には、太陽光等の環境にやさしいエネルギーの導入に努めます。
- ・下水処理場で発生したメタンガス*の有効利用を図るため、引き続き消化ガス発電*を行います。
- ・清掃工場における一般廃棄物の焼却熱の有効利用を図るため、引き続き廃熱エネルギーの利用を推進します。

学校における太陽光発電設備の導入推進

教育委員会

・災害時の防災拠点である学校において、太陽光発電設備の導入に努め、環境にやさしいエネルギー の利用促進とともに、災害時のエネルギー確保を図ります。

1-1-4 吸収源対策の推進

森林の適正管理

林務課

- ・各種補助事業等の活用や林業経営者への施業集積を図ることにより、適切な保育事業の実施を推進 します。
- ・伐採後は、地形や土壌条件を考慮し、早期の再造林に努めるとともに、針広混交林*等の多様な森林 づくりを推進します。
- ・森林経営管理制度*により、森林所有者が管理できない森林は、「ひなたのチカラ林業経営者*」または市が森林を適切に管理します。
- ・市有林は、森林の持つ多面的機能を発揮するため、森林機能に応じた長伐期施業*等の多様な施業 を実施します。

J-クレジット*に関する取組

林務課

・二酸化炭素吸収量をクレジット化した J-クレジットの対象となる市有林を適切に管理します。

森林づくりへの推進

→ 3-2-1 森林整備の推進

林務課 企画課 生活環境課

・周辺自治体や各種団体と協力して、森づくりに関する必要な情報を収集するとともに、その情報を 提供することで、企業や各種団体が行う森づくりを支援します。

緑の少年団*の育成

→ 3-6-1 自然とふれあう場所の推進

林務課

・森林機能の重要性についての理解を促すため、小・中学生を対象とした緑の少年団の育成を推進し ます。

林業体験プログラムの充実

→ 3-6-1 自然とふれあう場所の推進

林務課 各総合支所産業建設課

・市民へ森林整備の重要性についての理解を促すため、林業研究グループ*などが行う林業体験プログラムの充実を図ります。

緑の募金*に対する普及啓発の推進 → 5-2-2 緑の保全と創出

林務課

・ボランティア団体の育成や市民の自発的な緑化を促すため、緑の募金に対する普及啓発を図ります。

市民・事業者の取組 事業者 市民 市や各種団体、関係機関が実施する地球温暖化対策に協力しましょう。 家電製品を購入する際は、省エネラベルを確認するなど省エネ効果の高い製品 購入に努めましょう。 近距離移動の際には徒歩や自転車などを積極的に利用し、外出時には公共交 通機関を利用して自家用車の使用抑制に努めましょう。 自動車を運転する際は、アイドリング*ストップなど燃料効率に配慮したエコド ライブに努めましょう。 建物の新築や改築の際には、太陽光や太陽熱など環境にやさしいエネルギーの 導入に努めましょう。 太陽光発電施設を設置する際は、「延岡市太陽光発電施設の適正な設置・管理 に関するガイドライン」に則って工事や管理をしましょう。

1-2 気候変動の影響への適応【適応策】の推進

1-2-1 気候変動の影響への適応策の推進

現状と課題

近年、全国各地で異常気象が頻発するなど気候変動の影響が顕在化しており、集中豪雨の増加による 自然災害の発生や極端な暑さによる熱中症患者の増加などが引き起こされています。また、野生動植物 の分布域の変化や高温による農作物等の生育障害などが指摘されています。これらの気候変動の影響 は、温室効果ガスの増加に伴う地球温暖化の進行により、今後更に拡大が予測されています。

緩和策の推進に加え、既に引き起こされている地球温暖化を起因とする気候変動の影響の回避・軽減を図ることが必要となっています。

また、気候変動の影響は多岐にわたることが予想されるため、「気候変動適応情報プラットフォーム』」の情報を活用するとともに、県が設置した宮崎県気候変動適応センター*と連携し、市内で既に現れている気候変動の影響や適応に関する情報の収集を行うとともに、今後発生しうる影響の予測を行う必要があります。





環境省熱中症予防情報サイト圖

取組の方針

1-2-1 気候変動の影響への適応策の推進

気候変動に関する災害による影響の低減

危機管理室

- ・気候変動によって生じる酷暑などの異常気象や風水害の危険性、それに対する事前の備えについて 周知啓発に努めます。
- ・延岡市わが家の防災ハンドブックやハザードマップ[®]を活用した啓発に取り組み、市民の防災力向上に努めます。

健康面に対する影響の普及啓発の推進

健康増進課

・熱中症の予防策や対処法の普及啓発、「暑さ指数」の情報提供を推進します。

・市民・事業者の取組 市民・事業者 □ 気候変動に適応することの重要性について、関心を深めましょう。 □ 延岡市わが家の防災ハンドブックやハザードマップを確認して、風水害に備えましょう。 □ 直射日光の下での長時間にわたる作業を避け、こまめな水分補給や適切な空調機器の使用などにより、熱中症を予防しましょう。

帝生活で出るごみの量を減らそう。

施策2 循環型社会の形成



2-1 廃棄物の排出抑制・減量化の推進

2-1-1 4R の推進

2-1-3 プラスチックごみ削減の推進

2-1-2 食品ロス削減の推進

2-1-4 ごみ減量化に対する意識啓発の推進

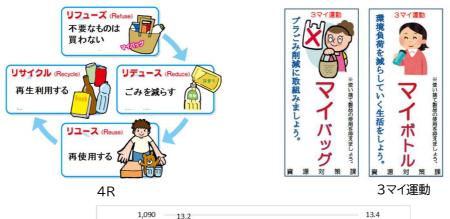
現状と課題

本市では、廃棄物の排出抑制と資源化を推進するため、「延岡市一般廃棄物処理基本計画*』」に基づき、特にごみ減量効果の高い、リデュース(Reduce、排出抑制)、リユース(Reuse、再使用)の2Rを中心に、リフューズ(Refuse、発生抑制)、リサイクル(Recycle、再生利用)を加えた4Rの取組を進めています。

2019 度の一般廃棄物排出量は 47,316 t となっています。一人一日当たりの一般廃棄物排出量は、2015 年度の 1,081 g に対して、2019 年度が 1,060 g となっており、減少傾向を示しています。

また、排出された廃棄物に占める資源化量を示す資源化率は、2015年度の13.2%に対して、2019年度は12.3%となっており、近年は低下傾向を示しています。

4Rの更なる推進を通じて、更なる廃棄物の減量化、資源化を図る必要があります。また、マイバッグやマイボトル等の利用を促進するなど、過剰包装やレジ袋等の削減は、近年問題となっている海洋プラスチック汚染の防止の対策にもつながります。そのほか、食べられるのに捨てられる食品、いわゆる食品ロス対策の取組強化が求められています。





一人一日当たり一般廃棄物排出量及び資源化率の推移

取組の方針

2-1-1 4Rの推進

ごみ処理有料制度の継続実施

クリーンセンター

・ごみ減量化と資源の有効活用を図るため、ごみ処理有料制度を継続します。

発生抑制、再使用推進のための連携強化

クリーンセンター

- ・ごみの減量化や再資源化を推進するため、「延岡市ごみ減量化対策懇話会*」をはじめとした、各種団体組織との連携強化を図ります。
- ・4 Rの取組について周辺の関係自治体と連携して推進を図ります。

資源物集団回収への助成

資源対策課

・効率的な資源物回収を図るため、市内の子ども会や高齢者クラブ等の団体が実施する資源物の集団 回収に対して引き続き支援を行います。

資源回収品目の拡大に関する調査研究

資源対策課

・リサイクルの推進を図るため、資源として利用可能な廃棄物について調査研究を行います。

オフィス町内会事業の推進

資源対策課

・企業や官公庁等の事業所から排出される使用済み OA 古紙の再生利用を図るため、再生紙工場と協力してトイレットペーパーとして再利用する取組を継続します。

グリーン購入の推進

生活環境課

・再生品等の供給面の取組に加えて需要面からの取組が重要であることから、市は率先して環境負荷 の低減に資する物品・役務(環境物品等)の調達を推進するとともに、環境物品等に関する適切な 情報提供を促進することにより、需要の転換を図ります。

清掃工場から発生した資源の有効利用

清掃工場

- ・ごみの焼却により発生した焼却灰の一部をセメントの原材料として活用します。
- ・ごみ処理工程で発生した金属類や熱エネルギーの回収を行い、再利用します。

下水道汚泥の資源化

下水道課

・下水処理場において発生した脱水汚泥*の再利用を行います。

2-1-2 食品ロス削減の推進

食品ロス削減の推進

資源対策課

・出前講座等で、宮崎県4R推進協議会が提唱する3切り運動*や3010運動の啓発を推進するとともに、「みやざき食べきり宣言プロジェクト」に引き続き協力します。

家庭用生ごみ処理機等に対する助成

資源対策課

・家庭からの生ごみの抑制と有効利用を図るため、家庭用生ごみ処理機等の購入者に対する助成を引 き続き実施します。

事業系生ごみの資源化の推進

農業畜産課資源対策課

・市内小中学校から排出される給食残渣や魚腸骨等の生ごみについては㈱延岡地区有機肥料センター、 その他の事業系生ごみは食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(食品リサイクル法)*に基 づく民間機関の活用等により資源化を推進します。

2-1-3 プラスチックごみ削減の推進

プラスチックごみ削減の推進

資源対策課

・「3マイ運動」や「プラスチック容器包装の分別徹底」等の普及啓発などに積極的に取り組むとともに、新たな方策等についての調査・研究及び検討を進めるなど取組の強化に努め、プラスチックごみ排出抑制・資源化の推進を図ります。

2-1-4 ごみ減量化に対する意識啓発の推進

多量排出事業者への啓発促進

清掃工場

・多量排出事業者については、個別にごみの排出抑制やごみ減量化、資源化についての啓発を図ります。

事業系一般廃棄物*の減量化と適正処理の推進

クリーンセンター

・事業系廃棄物の「適正処理ガイドブック[®]」の活用推進、展開検査による不適正物持ち込み時の指導 などにより、事業系一般廃棄物の適正処理を推進します。

ごみ処理施設を利用した環境教育の推進

クリーンセンター

・小学生を対象とした「夏休みこどもごみ体験ツアー*」や各種団体を対象とした施設見学会を実施し、清掃工場やリサイクルプラザゲン丸館などを活用した環境学習を推進します。

ごみ処理に関する情報提供

クリーンセンター

・地元ケーブルテレビの市政だよりコーナーや市の広報誌、ホームページなどあらゆる機会を活用してごみ処理に関する情報提供を推進します。

市民、事業者等への啓発促進

資源対策課

- ・出前講座や各自治会等での説明会、各種イベントを通じて、ごみ減量化の啓発を図るとともに、家庭でできる「ごみ減量十ヶ条」の普及啓発を図ります。
- ・ごみ減量に関して特に顕著な功績のあった市民や団体に対して、表彰を行い、広くその活動を紹介 することで市民や事業者、各種団体へのごみ減量化意識の向上を図ります。
- ・小中学生によるごみ減量化に関するポスターコンクールなどにより、ごみ減量化に対する意識向上 を図ります。

✓	市民・事業者の取組	市民	事業者
	もったいないを意識して食品ロスをなくすように努めましょう。	•	•
	発生するごみの減量化やリサイクルに努めましょう。	•	•
	商品を購入する際は、環境に配慮した製品の購入に努めましょう。	•	
	ごみ問題に対する正しい知識を持つため、積極的に環境学習に参加しましょう。	•	•



食べきり宣言ポスター (資料:宮崎県)



3010運動

2-2 廃棄物の適正処理の推進

2-2-1 不法投棄対策等の推進

2-2-2 ごみステーションの適正管理

2-2-3 廃棄物処理施設の適正な維持管理と整備 の推進

現状と課題

廃棄物の適正処理は、生活環境の保全及び公衆衛生の向上の観点から不可欠な取組となっています。 不法投棄対策として、パトロールや監視カメラの設置による監視体制の強化、土地管理者による対策 実施の呼びかけ、不法投棄が著しい場所への看板の設置を実施していますが、不法投棄の根絶には至っ ていません。また、廃棄物の野外焼却に対する相談も多く寄せられている現状にあります。

廃棄物を適正に処理するためには、排出事業者は自らの廃棄物処理責任について、市民は廃棄物の分別、収集、処分について正しく理解することが大切であり、市は廃棄物の適正処理や不適正処理防止に関する各種情報の周知徹底を行う必要があります。

本市では、廃棄物を適正に処理するため、収集・運搬した一般廃棄物を清掃工場等で中間処理*し、中間処理後の残渣等は最終処分場で埋め立て処理を行っています。一般廃棄物を継続的に適正処理していくために、廃棄物処理施設の安全で安定的な運転管理及び延命化に努めるとともに、資源物の回収及びエネルギー活用を推進し、環境に配慮した安全で適正な処理体制の整備に努めています。

また、南海トラフ地震や豪雨災害などの大規模災害の発生が懸念される中、災害廃棄物の円滑な処理がなされるよう、「延岡市災害廃棄物処理基本計画*』」(2016年3月策定)に基づき、災害廃棄物処理体制の整備を図っています。



不適正処理事例(野外焼却)



不適正処理事例(不法投棄)



ゴミゼロの日(5月30日)パレード

取組の方針

2-2-1 不法投棄対策等の推進

不法投棄防止対策の推進

資源対策課

- ・監視カメラや啓発看板の設置など不法投棄防止のための対策を推進します。
- ・延岡地区不法投棄対策協議会*と連携し、不法投棄の現状や撤去活動などの情報提供を通じて、不 法投棄防止に関する普及啓発を推進します。

環境に関する出前講座の推進

→ 5-1-1 環境学習に関する機会づく 生活環境課 りの推進

資源対策課

・学校が実施する環境学習への協力や出前講座の実施により、不法投棄が環境に与える影響や正しい ごみ分別の重要性など、不法投棄防止への関心を高めます。

野外焼却対策の推進

→ 4-1-3 その他の大気汚染対策

生活環境課

各総合支所市民サービス課

・野外焼却における環境への負荷を低減するため、県と連携してルールやマナーについて普及啓発を 行い、意識の徹底を図ります。

2-2-2 ごみステーションの適正管理

ごみステーションの適正管理と違反ごみ対策の推進

資源対策課

- ・ごみ収集の拠点となるごみステーションの管理を行う各自治会等に対し助成を行い、ごみステーシ ョンの維持管理及び整備促進を図ります。
- ・各自治会等のクリーンステーション指導員に対して、ごみの分別と排出方法に関する講習会等を実 施し、クリーンステーション指導員の育成を図ります。
- ・ごみ出しルールを守らない排出を減らすため、早朝立番指導やごみステーション監視カメラの設置 などの対策に努めます。

2-2-3 廃棄物処理施設の適正な維持管理と整備の推進

廃棄物処理施設の適正な維持管理

清掃工場

・清掃工場等の清掃施設について、適正な維持管理に努めます。また、清掃施設の強靭化等を含めた 更新を行います。

✓ 市民・事業者の取組 事業者 市民 ごみのポイ捨てや違反ごみを出さないようにしましょう。 П ごみは分別に従って、決められた曜日、時間、場所に出すようにしましょう。 ごみや資源物は、「延岡市ごみだしルールブック₪」に沿って決められた方法で 処分を行い、不法投棄や野外焼却はやめましょう。

事業系一般廃棄物や産業廃棄物は、法律に基づき適正に処分しましょう。

施策3 生物多様性の保全







3-1 祖母・傾・大崩ユネスコエコパークの保全及び関連施策の推進

3-1-1 貴重な生態系の持続的な保全の推進

3-1-3 自然と共生した持続可能な発展の推進

3-1-2 学術的研究の推進

現状と課題

祖母・傾・大崩ユネスコエコパークとして 2017 年に登録された地域は、複雑な地質構造、原生的な自然環境、二次的自然環境が調和しており、幅広い植生と希少な動植物が生息しています。この豊かな自然環境と生物多様性を守るため、希少な動植物の保護に対する理解を促進し、次世代の人材育成を図りながら、生息・生育地の保全と再生に取り組む必要があります。



祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク (資料:のべおか里山種ガイドブック)





解説冊子(漫画版) 🗈



左:のべおかのパックンいわ

■



取組の方針

3-1-1 貴重な生態系の持続的な保全の推進

生態系調査による保全機能の充実

生活環境課

- ・祖母・傾・大崩ユネスコエコパークに登録されたエリアの豊かな自然を守り、次世代へ残していく ため、自然環境モニタリング調査を実施し、貴重な生態系の保護を推進します。
- ・祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク推進協議会の一員として周辺自治体と連携し、生態系に関する 調査結果をもとに、自然環境の保護、保全の充実を図ります。

3-1-2 学術的研究の推進

延岡市 SATOYAMA 保全推進会議*との連携

生活環境課

・祖母・傾・大崩ユネスコエコパークに登録されたエリアにおける自然環境モニタリング調査について、延岡市 SATOYAMA 保全推進会議と連携して実施します。その結果を祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク推進協議会へ提供します。

学術的研究への協力

牛活環境課

・自然環境モニタリング調査結果を祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク推進協議会へ提供し、さらなる学術的研究を推進します。

3-1-3 自然と共生した持続可能な発展の推進

次世代育成事業の実施

地域・離島・交通政策課

・祖母・傾・大崩ユネスコエコパークの普及啓発や地域を支える人材の育成を図る取組の一つとして、 地域の次世代を担う子どもやその保護者等に対し、祖母・傾・大崩山系が有する自然環境の魅力を 伝えるとともに、その魅力を後世へ承継するための契機となる事業を実施します。

ユネスコスクール加盟登録の支援

→ 5-1-1 環境学習に関する機会 づくりの推進

学校教育課

・持続可能な開発のための教育(ESD)の視点をもった教育課程を通して、持続可能な社会の創り手の育成を図るため、ESDの推進拠点となるユネスコスクール加盟登録及び活動の維持に係る支援を行います。

拠点の整備

北方総合支所地域振興課北川総合支所地域振興課

・北方町や北川町に祖母・傾・大崩ユネスコエコパークの拠点を整備し、市内外に向けて情報発信を 行い、観光誘客も推進しながら、環境のすばらしさに対する共感の輪を広げ、環境保全の啓発を行っていきます。

環境保全に向けた取組

地域・離島・交通政策課

・2017 年度のユネスコエコパーク登録から 10 年後に提出する取組状況の定期報告を見据え、生態系 を保全する取組を充実させながら、自然と共生した持続的な発展を目指します。

プロ 市民・事業者の取組 市民 事業者 ロ 古くから伝わる伝統行事を大切にしましょう。 ● ロ 自然の豊かさ、保全の重要性を伝えていくための、研修会に積極的に参加しましょう。 ● ロ 自然環境を活かしたエコツーリズム*やキャニオニング*などの自然体験に参加しましょう。 ● 日 貴重な原生林の保護のため、植樹や伐採、鳥獣被害対策や河川環境の改善の取組に参加しましょう。 ●

3-2 多様な生物を育む森林・里山の保全

3-2-1 森林整備の推進

3-2-3 森林を育む林業の推進

3-2-2 森林保全の推進

現状と課題

本市の行政区域面積の 85%を占める森林は、人工林から原生的な天然林まで多様な構成となっており、多様な野生動植物が生息・生育する場として、生物多様性保全において重要な要素となっています。また、森林は、生物多様性保全に加えて、二酸化炭素の吸収源、土砂流出の防止、水源の涵養、木材などの供給源としての役割など人間の生存にとって欠くことのできない環境の基盤であり、森林の有するこれら多面的機能を総合的かつ持続的に発揮させていく必要があります。

また、人の手が入ることにより作り出される身近な自然環境である里山は、多様な野生動植物が生息・生育し、生物多様性が豊かな空間が形成されています。しかし、人間による働きかけの減少等により、従来、身近に見られた動植物が減少するとともに、特定の鳥獣が生息域を拡大することにより、農林業や畜産業への鳥獣被害が深刻になっています。

森林・里山における生物多様性の保全にあたっては、原生的な森林生態系等における保全、人工林等における間伐の実施、長伐期化、広葉樹の導入、鳥獣による森林被害対策など、多様な森林の整備・保全が求められています。さらに、森林の有する多面的機能を持続的に発揮させていくため、多様な森林の整備・保全と併せて、森林・林業・木材産業の再生や森林づくりなど総合的な施策を実施し、適切な森林の整備・保全を推進することが重要となります。



「あさひの森」植樹活動



間伐された山林



木材の利用促進(西階中学校)

取組の方針

3-2-1 森林整備の推進

適切な育林の推進

林務課

- ・森林環境譲与税*、宮崎県森林環境税、国・県補助事業を活用して適切な育林を推進します。
- ・林業経営者への施業委託を推進することにより、下刈り、除間伐等適切な育林を推進します。
- ・奥地の森林では人工林と天然林が混生する間伐施業を推進します。また、伐採後の更新の際には、 可能な限り針広混交林への誘導を図ります。
- ・植栽未済地の植栽については、木材生産との調和を図りながら、適切な樹種選定に努めます。また、 伐採後は早期の植林に努め植栽未済地の解消に努めます。

森林づくりへの推進

→ 1-1-4 吸収源対策の推進

林務課 企画課 生活環境課

・周辺自治体や各種団体と協力して、森づくりに関する必要な情報を収集するとともに、その情報を 提供することで、企業や各種団体が行う森づくりを支援します。

3-2-2 森林保全の推進

身近な森林と松林の保全

林務課

- ・市内中心部にある愛宕山や岡富山は、身近な動植物とふれあえる森林として保全に努めます。
- ・森林所有者と連携して松くい虫防除を実施することにより、松林を保全します。

有害鳥獣*対策の推進

→ 3-5-1 野生動植物の適正管理 林務課

・有害鳥獣による森林及び農地等の被害を防止するため適切な有害鳥獣対策を推進します。

3-2-3 森林を育む林業の推進

延岡産木材の流通促進

林務課

・公共施設等への木材利用を促すとともに、サプライチェーン*の構築に努め延岡産木材の流通促進 を図ります。

里山の保全

各総合支所産業建設課

- ・国の制度事業等の活用により人と自然が共生する良好な里山環境の保全を推進します。
- ・里山を保全するため、林業研究グループ等への活動支援を通じて、森林づくりを推進します。

森林経営管理制度の活用

林務課

・森林所有者が管理のできない森林は、「ひなたのチカラ林業経営者」または市が経営管理できる制度 の活用を図ります。

林業基盤整備における生態系への配慮

林務課

各総合支所産業建設課

・林道や作業路等の林業基盤整備に当たっては、環境にやさしい仕様、工法を検討するとともに、周 辺の自然環境や生態系に配慮した施工に努めます。

✓ 市民・事業者の取組

事業者 市民

各種制度を活用して、森林の適正な管理に努めましょう。

森林の重要性を理解し、行政、地域、団体が行う森林保全活動や体験学習に積 極的に参加しましょう。

建物の新築や改築の際は、延岡産木材の利用に努めましょう。 Ш

開発工事に際しては、森林に生息・生育する動植物や自然環境に配慮しましょう。

П 森林の公益的機能*を理解し、健全な森林整備に努めましょう。

3-3 多様な生物を育む農地・里地の保全

3-3-1 生物多様性を重視した農業の推進

現状と課題

田園地域や里地では、水田、水路、ため池など、人の適切な維持管理により成り立った多様な環境同士がネットワークを形成し、持続的な農業などの営みを通じて、生物多様性が豊かな空間が維持されています。

しかし、経済性や効率性を優先した農地や水路の整備、不適切な農薬・肥料の使用など、生物多様性への配慮に欠けた人間の活動が野生動植物の生育・生息環境を悪化させてきました。また、農家数の減少や就農者の高齢化などから耕作放棄地の増加などが進んでおり、農地や里地に昔から身近に見られた野生動植物が減少するとともに、人間活動の縮小に伴い、鳥獣被害が深刻になっています。

このため、安全で良質な食料や生物多様性が豊かな自然環境を提供できるよう、生物多様性の保全をより重視した農業生産及び田園地域や里地の整備・保全を推進することが求められています。また、耕作放棄地の発生防止などの観点から適正な農業生産活動の継続が重要となっており、生物多様性等の豊かな地域資源を活かし、農産物のブランド化や農村を教育、観光などの場として活用することなどが必要となっています。



北浦町地下の茶畑



農業体験学習(稲刈り)



特産品「空飛ぶ新玉ねぎ」

取組の方針

3-3-1 生物多様性を重視した農業の推進

環境にやさしい農業の推進

総合農政課

農業畜産課

各総合支所産業建設課

・多面的機能支払交付金*の活用により農村地域の景観形成や水質保全を図るとともに、生産から出荷までの一連の生産工程を管理する手法である GAP*取得の推進等により、環境にやさしい農業の普及促進を図ります。

里地の保全

総合農政課

林務課

各総合支所産業建設課

- ・中山間地域等直接支払制度*等の活用により、中山間地域*の農地保全を推進します。
- ・里地の生活環境と生態系を保全するため、侵入防止ネットの設置や駆除班の編成など適正な有害鳥 獣の駆除活動に対する支援を行います。

耕作放棄地等の解消促進

農業委員会総合農政課

農業畜産課

・農地中間管理事業等を活用し、農地の担い手への集積を進めることにより、耕作放棄地等の解消及び拡大防止を促進します。

農業基盤整備における生態系への配慮

総合農政課

・農道や用水路などの農業基盤整備に際しては、環境にやさしい仕様、工法を検討するとともに、周辺の自然環境や生態系に配慮した施工に努めます。

地産地消の推進

→ 1-1-1 省エネルギー活動の推進

農業畜産課

水産課

各総合支所産業建設課

・安心安全な食料を提供するとともに、輸送に関する環境負荷を低減するため、直売所等を活用した 地産地消を推進します。

→ 3-4-4 生物多様性を維持する水産業の推進

家畜排せつ物の適正処理と有効利用の推進

農業畜産課

・資源循環型農業*を推進するため、畜産施設からの家畜排せつ物については、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律*に基づき、県や関係機関と連携して適正処理及び有効利用を推進します。

ため池等の環境保全

総合農政課

・ため池や用水路等は多様な動植物の生息・生育の場となっていることから、農業団体等と協力して、 適正な維持管理に努めます。

市民・事業者の取組 市民 事業者 農産物や水産物を購入する際は、地元で生産されたものを選択し、地産地消に 努めましょう。 市民農園等を積極的に利用し、農地が持つ多面的機能を理解しましょう。 家庭菜園や農業においては、減農薬や減化学肥料に努めましょう。 作業道の開設や農業、林業、漁業の基盤整備に際しては、周辺の自然環境や生 態系に配慮した施工を心がけましょう。 事業活動で必要な木材製品は、地元産を使用するなど延岡産材の流通拡大に 協力しましょう。

3-4 多様な生物を育む水辺の保全

3-4-1 河川の環境保全

3-4-3 湿地の生態系の保全と再生

3-4-2 海辺の環境保全

3-4-4 生物多様性を維持する水産業の推進

現状と課題

河川や湿原は、多様な動植物の生息・生育空間として豊かな生態系を育んでおり、森林、都市、沿岸など、上流から下流に至る各地域を、連続した空間として結びつける生態系ネットワークの基軸となる役割を果たしています。また、沿岸域は、海水と淡水が混ざる河口の汽水域*や複雑で変化に富んだ海岸、その前面に位置する干潟*、塩性湿地、藻場、サンゴ礁などの浅海域を含み、漁業をはじめとするさまざまな産業やレクリエーションの場などにも利用される人との関わりが深い生態域であり、豊かな生物多様性を有しています。

河川における生物多様性の保全にあたっては、河川管理において、多自然川づくりを川づくりの基本として、必要とされる治水上の安全性を確保しつつ、動植物の生息・生育環境の保全、再生、創出を一層推進することが求められています。

湿原について、北川湿原は、絶滅危惧種が 50 種以上確認されており、湿原の保全・再生とともに、生物多様性の保全に対する理解を育むことを目的とした湿原の利活用が求められています。

沿岸域については、海岸侵食といった自然災害を受けやすい地域でもあり、環境と調和した防災・減災の取組、干潟、藻場、サンゴ礁、砂浜の保全・再生・創出を推進する必要があります。

また、豊かな海や河川の恵みの上に成り立っている水産業は、環境依存型の産業であり、生産力を支える生態系の健全さを保つことが重要となっており、生物多様性の保全と高い生物生産性が図られている里海*を、適切に保全することが求められています。



サンゴの保護を目的とした清掃活動 (水産多面的機能発揮対策活動)



クリーンアップ宮崎 における海岸清掃



北川湿原観察会

取組の方針

3-4-1 河川の環境保全

多自然川づくりの推進

土木課

・河川全体の自然の営みを視野に入れ河川環境の保全・創出を図る「多自然川づくり基本方針*」や、 地域との情報交換で得られた意見が反映されるよう河川整備計画*に基づいて、環境保全に配慮し た河川整備に努めます。

3-4-2 海辺の環境保全

砂浜の侵食防止

土木課

文化課

生活環境課

・県や関係機関と連携してアカウミガメの産卵の場となっている長浜海岸、新浜海岸、方財海岸の侵 食防止に努めます。

自然海岸の保全

生活環境課

・関係機関と連携して護岸整備等が行われていない自然海岸や砂浜を保全するとともに、開発工事に際しては、環境にやさしい仕様、工法を検討し、周辺の自然環境や生態系に配慮した施工を要望します。

3-4-3 湿地の生態系の保全と再生

湿地の保全

生活環境課

北川総合支所市民サービス課

・家田・川坂湿原や妙見湾、浦城湾の塩沼地は、多様な生態系を有する重要な湿地であることから、 県や関係機関、地域住民と連携協力した保全と再生を推進します。

3-4-4 生物多様性を維持する水産業の推進

里海の保全

水産課

北浦総合支所産業建設課

・漁業者等が取り組む水産多面的機能発揮対策活動*を支援することにより、水質浄化機能や多様な 生態系を有する干潟、藻場、サンゴ群の保全再生を推進します。

放流事業の推進

水産課

北浦総合支所産業建設課

・水産資源の持続的な利用と種の保全を目的とした、放流事業を推進します。

地産地消の推進

→ 1-1-1 省エネルギー活動の推進

農業畜産課

水産課

各総合支所産業建設課

・安心安全な食料を提供するとともに、輸送に関する環境負荷を低減するため、直売所等を活用した地産地消を推進します。

→ 3-3-1生物多様性を重視した農業の推進

✓ 市民・事業者の取組

市民 事業者

水辺が多くの動植物の生息・生育環境として重要であることを理解し、水辺の 自然環境を守りましょう。

干潟や藻場、サンゴ群の多様な機能を理解し、これらの生態系を保全するため の美化活動に積極的に参加しましょう。

•

□ 漁場環境の保全に配慮した漁業に努めましょう。

□ 開発工事の際には、水辺に生息する動植物や自然環境に配慮しましょう。

3-5 野生動植物の保護と管理

3-5-1 野生動植物の適正管理の推進

3-5-3 外来種対策の推進

3-5-2 希少野生動植物の保存

現状と課題

海、山、川の豊かな自然環境を有する本市では、多くの野生動植物が生息・生育しており、多様な生態系が形成されています。

2017 年度から 2019 年度にかけて本市が実施した自然環境モニタリング調査では、国や県のレッドリスト*に記載されている希少な野生動植物が数多く確認されています。宮崎県野生動植物の保護に関する条例に基づく指定希少野生動植物 15 種が確認されており、同条例に基づく重要生息地として家田・川坂湿原重要生息地と友内川重要生息地が指定されています。

また、2017年に祖母・傾・大崩ユネスコエコパークに登録された地域では、複雑な地質構造、原生的な自然環境、二次的自然環境が調和しており、幅広い植生と希少な動植物が生息しています。

本市の豊かな自然環境及び生物多様性を保全するため、自然観察会などを通じて希少な野生動植物の保護に対する理解を促進するとともに、生息・生育地の保全と再生に取り組む必要があります。

一方で、外来種の生息・生育地の拡大のほか、シカ、イノシシ、サル、カワウなどの有害鳥獣による 食害などによる生物多様性の消失が課題となっています。特にシカの食害は、植栽地の裸地化や森林荒 廃を招き、野生動植物の生息・生育環境の悪化など森林や里山の生態系に影響を与えています。その他 にも、特別天然記念物であるニホンカモシカは、シカとの餌場の競合が起きた結果、生息数が減少して います。

取組の方針

3-5-1 野生動植物の適正管理の推進

定期的な自然環境モニタリング調査の実施

生活環境課

・野生動植物の生息・生育環境を把握し、適切な自然環境の保全に活用するため定期的な自然環境モニタリング調査を実施します。

野生動植物マップの作成及び活用

生活環境課

・市が発注する公共工事において、動植物に配慮するための指針として動植物マップを作成するとともに、その活用を図ります。

関係団体と協力した野生動植物の保護等

生活環境課

・「植物愛好会」、「野鳥の会」、「昆虫同好会」などの団体と連携し、野生動植物に関する情報収集や保 護活動に努めます。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律*の適正な運用

林務課

各総合支所産業建設課

・関係機関と連携して、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の適正な運用に努めます。

有害鳥獣対策の推進

→ 3-2-2 森林保全の推進

林務課

各総合支所産業建設課

・有害鳥獣による森林及び農地等の被害を防止するため適切な有害鳥獣対策を推進します。

公共工事における環境配慮の推進

全庁

・延岡市公共工事環境配慮指針*に基づき、市が発注する工事において、環境に配慮した仕様、工法を 採用するとともに、生態系や周辺環境に配慮した工事の実施を図ります。

3-5-2 希少野生動植物の保存

希少な野生動植物の定期的な情報収集と監視

生活環境課 文化課

・県の野生動植物保護監視員や専門家、延岡市野生動物研究会などと連携して、希少な野生動植物に 関する情報収集、調査、定期的な監視を実施します。

重要生息地の保全

生活環境課

文化課

・自然環境モニタリングの結果を基に、希少な野生動植物の保護を目的とした重要な生息・生育地を 選定し、啓発看板や車両の進入禁止など保護に必要な措置に努めます。

希少な野生動植物保護のための指針づくりの検討

生活環境課

・希少な野生動植物やその生息・生育環境を保護するための新たな指針づくりを検討します。

希少な野生動植物の保護に関する周知啓発

生活環境課

・ハマボウやグンバイトンボなどの希少な野生動植物に関する情報の提供により、希少な野生動植物 の保護や生息・生育環境の保全に対する周知啓発を図ります。

3-5-3 外来種対策の推進

外来種対策の推進

生活環境課

- ・ペットとして輸入された外来種や国内移入種等の適切な取り扱いについて、広報等により周知を図ります。
- ・特定外来生物*による生態系への影響を防止するため、広報等を通じて外来種に関する情報について周知啓発を図るとともに、適切な防除についての体制整備を検討します。
- ●本市で確認された県指定希少野生動植物 参考:自然環境モニタリング調査結果(2017年度~2019年度)等

植物(10種):オナガカンアオイ、ツチビノキ、イワザクラ、ササユリ、フウラン、 ウチョウラン、ムカデラン、ナゴラン、サクラソウ、ダイサギソウ

動物(5種):ニホンカモシカ、ヤマネ、ヤイロチョウ、ベッコウサンショウウオ、アカメ

●本市で確認された特定外来生物

植物(2種):オオキンケイギク、オオフサモ

動物(6種):アライグマ、ブルーギル、オオクチバス、カダヤシ、ガビチョウ、ソウシチョウ



オオキンケイギク



オオフサモ



アライグマ (写真:環境省)

第2章 施策の展開

✓	市民・事業者の取組	市民	事業者
	野生動植物をむやみに捕獲・採取したり、傷つけたりしないようにしましょう。	•	•
	国内由来であっても、愛玩用の動植物は野生化しないようルールやマナーを守って飼育・栽培しましょう。	•	
	生態系に影響を与える特定外来種について、適切な情報収集及び防除に努め ましょう。		
	地域の自然環境に対して理解を深め、希少な野生動植物の生息・生育環境を守 りましょう。	•	•
	外来種のペットや植物は、適切なルールやマナーを守って飼いましょう。	•	
	動植物の保護などに関する法令等の理解に努め、法令等を遵守した事業活動 に努めましょう。		

3-6 自然とのふれあいの推進

3-6-1 自然とふれあう場所の推進

3-6-2 自然とのふれあい活動の推進

現状と課題

自然とのふれあいを増やすことは、私たち人間が多様な生態系を構成する一部であることを認識し、 自然と共生することの大切さや生物多様性の保全による持続可能な社会を後世に伝えることの大切さ を知ることにつながります。

多様で特色ある自然環境に恵まれた本市では、海、山、川などを活かしたダイビング、ロッククライミング、カヌーなど、多様な自然体験を楽しむことができます。また、鹿川渓谷、祝子川渓谷、日豊海岸国定公園などでは、豊かな自然環境の中での宿泊体験の場が整備されています。

むかばき青少年自然の家やリバーパル五ヶ瀬川ではそれぞれ、祖母・傾・大崩ユネスコエコパークの 緩衝地域に指定されている行縢山、宮崎県の重要生息地に指定されている友内川を活用した体験学習 が実施されています。また、祖母・傾・大崩ユネスコエコパークの移行地域に指定されている北川湿原 では、自然観察会が実施されています。

五ヶ瀬川水系をはじめとする各河川は、市民の散策の場としての利用のほか、水辺環境調査*などの環境学習の場として利用されています。

市内中心部の城山公園、愛宕山、今山、金堂ヶ池などは、身近な自然とふれあえる場として、市民に親しまれています。このうち、城山公園は、日本三大ヤブツバキの群生地のひとつとなっており、冬はヤブツバキ、春は桜の名所として、菜の花と河津桜(天下一ひむか桜)が咲き誇る五ヶ瀬川堤防などとともに、冬から春にかけて開催される延岡花物語の舞台として市民を楽しませています。

本市の特色ある自然環境を活かした自然とのふれあいの場を確保するとともに、自然体験、体験学習、自然観察会などの自然とふれあえる機会の創出が求められています。



むかばきフィールドワーク



水辺環境調査



クサフグ産卵観察会(鯛名町)

3-6-1 自然とふれあう場所の推進

森林とふれあう場の整備

林務課

北川総合支所産業建設課

・岡富山、愛宕山、鏡山の森林は、ふれあいの場として延岡市森林整備計画書*に基づき適切に森林整備を実施します。

レクリエーション施設における自然とのふれあいの推進

観光戦略課

各総合支所地域振興課

・豊かな自然環境を活かし、ETO ランド速日の峰、須美江家族旅行村や下阿蘇浜木綿村、祝子川森林レクリエーション施設等の観光レジャー施設の情報発信を強化し、自然とのふれあいを推進します。

緑の少年団の育成

→ 1-1-4 吸収源対策の推進

林務課

・森林機能の重要性についての理解を促すため、小・中学生を対象とした緑の少年団の活動を支援します。

林業体験プログラムの充実

→ 1-1-4 吸収源対策の推進

林務課

各総合支所産業建設課

・市民へ森林整備の重要性についての理解を促すため、林業研究グループなどが行う林業体験プログ ラムの充実を図ります。

3-6-2 自然とのふれあい活動の推進

農山漁村地域との交流の推進

農業畜産課

水産課

・豊かな農林水産資源や伝統的な食・文化を活用し、農山漁村地域との交流を推進します。

自然体験型観光の推進

観光戦略課

各総合支所地域振興課

・海、山、川などの豊かな自然環境を背景としたアウトドア体験や農業・漁業体験、農家民泊等の体験型観光を推進するとともに、積極的な情報発信により、市民の利用を促進します。

青少年の自然体験活動の充実

社会教育課

・地域の特性や人材を活かした体験活動の中で、子どもたちが自然とふれあう機会の充実を図ります。

環境保全アドバイザー制度の活用

生活環境課

・環境保全に関する専門的知識を有した、宮崎県の環境保全アドバイザー派遣制度を活用して、企業、 地域等における環境学習を推進するとともに、指導者の育成に努めます。

✓ 市民・事業者の取組

市民事業者

自然とふれあう場では、ごみを捨てたり草木を傷つけたりしないようルールやマナーを守りましょう。

□ 農林水産業体験をとおして、農山漁村地域の豊かな自然について理解を深めましょう。

地域や各種団体が行う自然観察会や自然体験活動に積極的に参加し、環境保 全に対する意識向上に努めましょう。

	•

自然保護に関する研修会、講習会の開催や機会づくりを深めるとともに、自然 とふれあう人材の育成に努めましょう。

施策4 環境リスクの管理











4-1 大気環境の保全

4-1-1 大気の監視と発生源対策

4-1-2 自動車排出ガス対策

4-1-3 その他の大気汚染対策

現状と課題

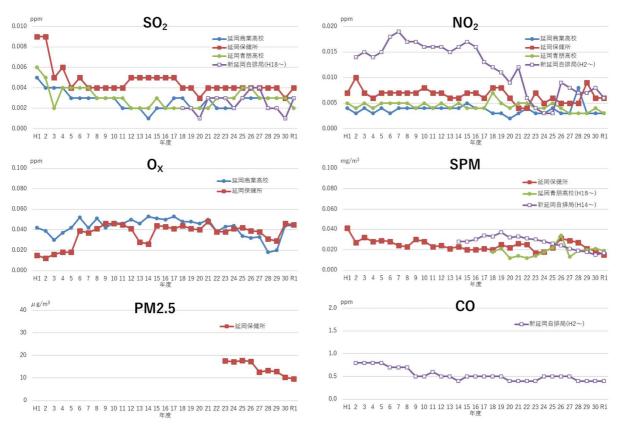
宮崎県では、環境基準*が定められている物質のうち、二酸化硫黄(SO_2)*、二酸化窒素(NO_2)*、 光化学オキシダント(Ox)*、浮遊粒子状物質(SPM)*、微小粒子状物質(PM2.5)*及び一酸化炭素 (CO)*の6項目について、常時監視を行っています。本市域では、一般環境大気測定局3局、自動車 排出ガス測定局1局が設置されています。

大気汚染の状況として、2019 年度に光化学オキシダントについて、本市を含めた地域において注意報等の発令基準に該当したことから、宮崎県より初めて注意報が発令されました。その他の項目については、経年的に大きな変動はありません。

引き続き宮崎県と連携して大気の状況を監視するとともに、注意報発令時の対応について事前周知に努め、連絡体制の強化を図る必要があります。

また、大気汚染に関する公害苦情として、廃棄物を屋外で焼却する行為(野外焼却)に伴う煙等に関する相談が寄せられており、廃棄物の適正処理について周知徹底を図る必要があります。

大気質の現況(年平均値の経年変化)



4-1-1 大気の監視と発生源対策

大気の監視
生活環境課

・県等が測定する大気汚染物質の常時監視状況を確認し、環境基準の達成状況を把握します。

工場・事業場への指導

生活環境課

・公害防止協定*締結事業者のうち、大気汚染防止法*に基づくばい煙発生施設を設置する工場・事業場について、協定に基づく報告により規制基準等の順守を確認するとともに、必要に応じて県と連携して指導に努めます。

4-1-2 自動車排出ガス対策

公共交通機関の利用促進 → 1-1-2 交通・物流対策の推進

地域・離島・交通政策課

- ・公共交通機関の利用促進のため、鉄道、路線バス等市民の利便性に配慮した運行について関係機関 に要請します。
- ・路線図や時刻表の作成など延岡市バス利用促進協議会と連携し、バス利用の普及促進に努めます。
- ・公共交通空白地域におけるコミュニティバス等の効率的な運行を推進します。

自転車等の利用促進

→ 1-1-2 交通・物流対策の推進

土木課 都市計画課

・道路の拡幅を行う場合、自転車や歩行者が利用しやすい道路環境の整備を推進します。

低公害車の導入促進

→ 1-1-2 交通・物流対策の推進

5时課

・市で使用する公用車について率先して低公害車の導入を図ります。

4-1-3 その他の大気汚染対策

光化学オキシダント等に関する監視と情報提供

生活環境課

各総合支所市民サービス課

・県等が測定する大気汚染物質の常時監視状況を確認し、注意報等発令時には迅速に市民に周知するなど健康被害の防止に努めます。

野外焼却対策の推進

→ 2-2-1 不法投棄対策等の推進

生沽壕境課

各総合支所市民サービス課

・野外焼却における環境への負荷を低減するため、県と連携してルールやマナーについて普及啓発を行い、意識の徹底を図ります。

フロン類使用機器の適正管理

全庁

・業務用フロン類使用機器や特定家電のうちフロン類を使用するもの(エアコン、冷蔵庫、冷凍庫)、カーエアコンからのオゾン層*破壊物質等の大気放出を防止するため、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)*、特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)*及び使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)*に基づく適正処理について普及啓発を図ります。

✓ 市民・事業者の取組

市民事業者

□ 家電製品やカーエアコンは、法律に基づき適正に処理しましょう。

□ 自動車を購入する際は、環境にやさしい低公害車の購入に努めましょう。

□ フロン類を使用する機器は、法律に基づき適正に点検を行いましょう。

□ 事業場からのばい煙等の大気汚染物質の発生抑制に努めましょう。

4-2 水環境の保全

- 4-2-1 水質の測定と監視
- 4-2-2 生活排水対策の推進
- 4-2-3 産業排水対策の推進

- 4-2-4 健全な水循環の確保
- 4-2-5 水環境の保全に対する意識啓発の推進
- 4-2-6 地下水汚染対策

現状と課題

本市では、公共用水域等の水質状況を把握するため、59 地点において水質調査を行っています。環境基準の類型指定*がされている13 水域(河川10、海域3)の38 地点すべてで、代表的な水質指標であるBOD*(河川)及びCOD*(海域)が環境基準を満足しています。

また、五ヶ瀬川は国土交通省が毎年行っている一級河川の直轄管理区間の水質測定結果において、2013年から2019年にかけて7年連続で「水質が最も良好な河川」となっています。

一方で、公共用水域における水質汚濁の主な要因のひとつが、未処理のまま排出される生活排水であることから、生活排水対策が重要な課題となっています。本市においては、「延岡市生活排水対策総合基本計画*型」に基づき、公共下水道、農業集落排水・漁業集落排水*、合併処理浄化槽*により総合的な排水処理対策を実施しています。2019年度における本市の生活排水処理率*は90.6%となっています。

引き続き、下水道への接続や合併処理浄化槽への転換を促進し、生活排水による汚濁負荷の低減に向けた取組を推進していくとともに、工場・事業場の排水対策については、宮崎県と連携し、監視や指導に取り組む必要があります。

また、公共用水域における油流出等の未然防止とともに、水質汚濁発生時の対応について、五ヶ瀬川水系水質汚濁防止連絡協議会*をはじめとする関係機関と連携を図る必要があります。

地下水について、本市では、1998年に市内工場において有機塩素化合物*による地下水汚染が判明し、これまでに宮崎県及び市において事業者に対する指導及び継続的なモニタリング調査を実施しており、事業者においては地下水浄化対策及び継続的なモニタリング調査等を実施しています。この地下水汚染問題では、引き続き宮崎県と連携して地下水の監視を行うとともに、事業者による浄化対策及びその効果の把握に努めます。



延岡市の生活排水処理率の推移

4-2-1 水質の測定と監視

水質測定と監視

生活環境課

・河川、海域における水質の測定と評価を行うとともに、国や県と連携して、水質の監視を行い、水 辺環境に生息・生育する生物に影響を与えない良好な水質保全に努めます。

4-2-2 生活排水対策の推進

公共下水道の計画的な整備と水洗化の促進

下水道課

- ・延岡市生活排水対策総合基本計画に基づき、公共下水道の計画的な整備に努めます。
- ・未接続家屋への個別訪問による水洗化の促進や「下水道の日」のイベント、水洗化融資資金の斡旋 などを通し下水道への接続を推進します。

合併処理浄化槽への転換促進と適正な維持管理

生活環境課

各総合支所市民サービス課

- ・延岡市生活排水対策総合基本計画に基づき、単独処理浄化槽、し尿汲み取り便槽から合併処理浄化 槽へ転換する際の助成を実施することにより転換促進を図ります。
- ・合併処理浄化槽の適正な維持管理についての意識啓発を図るため、県と連携して効果的な啓発を推 進します。

4-2-3 産業排水対策の推進

工場・事業場への排水処理対策の指導

生活環境課

・公害防止協定締結事業者のうち、水質汚濁防止法*に基づく特定施設を設置する工場・事業場について、協定に基づく報告により規制基準等の順守を確認するとともに、必要に応じて県と連携して 指導に努めます。

公共下水道施設の機能保全

下水道課

・公共下水道を利用して下水を排除する事業場等について、除害施設の設置など必要に応じて下水道 施設の機能を保全するための指導を行います。

4-2-4 健全な水循環の確保

水源涵養機能*としての森林保全

林務課

・延岡市森林整備計画書に基づき、水源涵養機能の高い森林は公益的機能森林に位置づけ、適切な森 林管理を促します。

4-2-5 水環境の保全に対する意識啓発の推進

五ヶ瀬川水系水質汚濁防止連絡協議会による周知啓発の推進

生活環境課

下水道課

・五ヶ瀬川水系水質汚濁防止連絡協議会及びそれを構成する行政機関と連携して、河川浄化に関する 周知啓発を推進します。

水辺環境調査の推進

生活環境課

・身近な水辺環境への関心を高めるため、小中学生等を対象にした水辺環境調査の実施を推進します。

河川、海岸美化活動への支援・協力 → 5-1-3 環境保全活動への支援

生活環境課 各総合支所市民サービス課

・地域住民や各種団体が行う河川、海岸美化活動に対する支援・協力を行います。

4-2-6 地下水污染対策

地下水質の測定と監視

生活環境課

・県と連携して地下水の水質測定と監視を継続して実施するとともに、汚染地域においては、企業が 行う浄化対策とその効果について監視します。

ゴルフ場への指導

牛活環境課

・ゴルフ場における農薬や化学肥料の適正な使用を促進するため、公害防止協定等に基づく使用状況 報告書等の提出や水質検査など定期的な測定と監視を行います。

✓ 市民・事業者の取組

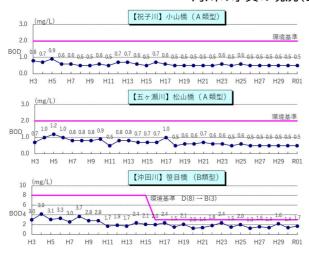
市民 事業者

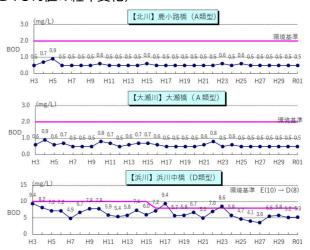
- □ 公共下水道の整備された区域では、速やかに公共下水道に接続しましょう。
- 浄化槽からの悪臭防止や水質保全のため、浄化槽法*に基づいた適正な維持管理を行いましょう。
- □ 調理くず、食べ残し、廃食用油は、台所の排水口に流さないようにしましょう。

□ 合成洗剤や石けんは、使いすぎないよう適切に使用しましょう。

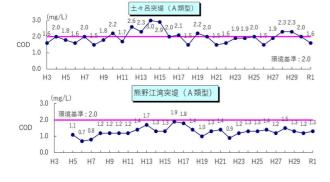
- □ 公共下水道を利用する事業場等は、下水道法*に基づき適正な排水を行いましょう。
- □ 水質汚濁防止法を順守し、工場・事業場から排出する汚濁負荷を低減しましょう。

河川の水質の現況(BOD75%値の経年変化)





海域の水質の現況(COD75%値の経年変化)





4-3 生活環境の保全

4-3-1 騒音・振動対策

4-3-3 化学物質対策

4-3-2 悪臭対策

4-3-4 環境リスク対策

現状と課題

騒音・振動は、日常生活に関わりが深く、その発生源は工場・事業場、建設解体作業、自動車の走行、 家庭生活など広範囲にわたっています。本市では、騒音に関する相談が例年 20 件程度となっており、 建設解体作業や家庭生活に伴う騒音の相談が多い傾向にある一方、振動に関する相談は例年少ない状 況にあります。

騒音規制法*、振動規制法*、延岡市生活環境保護条例*の適正な運用を図る必要があります。また、 事業活動に伴う騒音・振動による周辺環境への負荷を低減するよう事業者へ働きかけるとともに、生活 騒音などを防止するため、生活マナーの向上のための意識啓発等を図る必要があります。

悪臭に関する相談の発生源は、工場・事業場から農畜産業、サービス業、家庭生活など広範囲にわたっています。特に野外焼却、生活排水、畜産施設に対する相談が多く、廃棄物の適正処理、生活排水処理対策、家畜排泄物対策の推進が求められています。

本市では、悪臭防止法*に基づく悪臭物質を発生させる事業所を対象に、悪臭物質の測定を行っており、経年的に環境基準を満足している状況にあります。

悪臭防止法の適正な運用を図るとともに、農畜産業や生活排水、廃棄物に起因する悪臭対策について、関係機関と連携した取組を図る必要があります。

また、化学物質は、私たちの身のまわりに数多く使用され、われわれの生活にはなくてはならないものとなっています。一方で、化学物質は、適切な管理が行われず事故が起きたときなどは、深刻な環境汚染を引き起こすとともに、人の健康や生態系に悪影響を及ぼす可能性があります。

ダイオキシン類*については、清掃工場と妙田下水処理場において大気、水質中の測定を継続して実施するとともに、アスベスト*については、アスベストを含む建物の解体時には宮崎県と連携し、大気中への飛散防止に努めます。さらに、カネミ油症事件*の原因ともなった PCB(ポリ塩化ビフェニル)*について、残存している低濃度 PCB 廃棄物の処理期限が 2027 年 3 月末となっており、低濃度 PCB 廃棄物の期限内の処理に向けて、国及び宮崎県と連携し、周知徹底を図る必要があります。

また、本市では、主要な工場・事業場との間に公害防止に関する協定書等を締結し、工場・事業場周辺の地域住民の健康被害の防止と良好な生活環境の保全を図っています。

4-3-1 騒音・振動対策

適正な規制地域の指定と変更

生活環境課

・騒音規制法、振動規制法に基づき、適正な規制地域の指定に努めるとともに、地域住民の生活環境 に配慮した地域の指定を行います。

工場・事業場等への指導

生活環境課

・騒音規制法、振動規制法及び延岡市生活環境保護条例の適正な運用により、工場・事業場、建設工事から発生する騒音・振動を防止するとともに、必要に応じて適切な対策の実施を指導します。

深夜営業店舗等への指導

生活環境課

・延岡市生活環境保護条例の適正な運用により、深夜営業店等におけるカラオケや音響機器からの騒音を防止するとともに、必要に応じて適切な防音対策の実施を指導します。

自動車騒音の測定と評価

生活環境課

・騒音規制法に基づき、幹線道路における自動車騒音の測定と評価を行います。

近隣騒音対策

生活環境課

・法律の規制を受けない小規模事業所や家庭から発生する冷暖房機器、楽器、ペットの鳴き声などの 生活騒音について、マナー向上のための普及啓発に努めます。

低周波音*、電磁波*対策

生活環境課

・低周波音や電磁波などは、国や県の動向に注意しながら情報収集に努めます。また、携帯電話中継 基地局の設置については、地域住民の不安の解消に努めます。

4-3-2 悪臭対策

悪臭防止法に基づく指導

生活環境課

・悪臭防止法に基づき、工場や事業場からの悪臭防止対策を促すとともに、必要に応じて指導を行い ます。

生活排水からの悪臭対策

生活環境課

下水道課

・生活雑排水からの悪臭を防止するため、下水道等への接続を促進するとともに、合併処理浄化槽へ の転換や適正な維持管理について、県と連携して普及啓発を図ります。

畜産事業者への指導

生活環境課農業畜産課

・畜産施設からの悪臭について、県や関係機関と連携した対策を講じるとともに、指導の徹底を図り ます。

4-3-3 化学物質対策

市有施設における化学物質の適正管理と使用

清掃工場

下水道課

・清掃施設や下水処理場などで使用する化学物質について、延岡市環境マネジメントシステムの運用 により適正な管理と使用を図ります。

ダイオキシン類の測定と監視

清掃工場 下水道課

・水や大気中のダイオキシン類の定期的な測定と監視を実施します。

アスベスト、PCB 処理に関する情報提供

生活環境課

・アスベストや PCB の適正処理について、ホームページ等を利用して情報提供を行います。

4-3-4 環境リスク対策

公害防止協定の締結の推進

生活環境課

工業振興課

・工場・事業場周辺の生活環境の保全や健康被害を防止するため、公害防止協定の締結を推進します。

公害防止協定締結事業者への指導

生活環境課

・公害防止協定締結事業者に対し、協定内容の順守や公害発生施設の新設等に際しての事前協議など 必要に応じて適切な指導助言に努めます。

環境汚染事故発生時の情報共有

生活環境課危機管理室

警防課

・工場等の環境汚染事故に対し、関係機関と連携し情報を収集し、情報提供や共有を図ります。

水質事故発生時の関係機関との連携

生活環境課

下水道課

予防課

・公共用水域への油流出対策を推進するため、五ヶ瀬川水系水質汚濁防止連絡協議会等との連携を図ります。

市民・事業者の取組

市民 事業者

□ 周辺住民に迷惑となる騒音を発生させないようにしましょう。

建設工事の際は、低騒音・低振動型機械*の使用により騒音・振動の発生を抑制 するとともに、周辺住民への事前周知に努めましょう。

•

□ 周辺住民に迷惑となるような悪臭を発生させないようにしましょう。

化学物質を使用する際は、正しい知識の修得と正確な情報を収集し、適正に使用し環境負荷の低減に努めましょう。

• •

□ 事業活動においては、周辺環境に配慮した事業活動に努めましょう。





悪臭測定の様子



五ヶ瀬川水系水質汚濁防止連絡協議会による 水質事故訓練

施策5 環境と調和した地域・社会づくり









5-1 環境教育と環境保全活動の推進

5-1-1 環境学習に関する機会づくりの推進

5-1-3 環境保全活動への支援

5-1-2 情報提供と人材育成

5-1-4 環境保全活動団体との連携

現状と課題

私たちを取り巻く環境は、気候変動への対応、生物多様性の保全、健全な物質循環など多くの課題に 直面しています。こうした問題を解決し、持続可能な社会づくりを行うためには、人間の活動と環境と の関わりについて正しい理解と認識を持ち、市民、事業者、行政の各主体が、自ら進んで環境に配慮し、 主体的に環境学習・環境保全活動に取り組んでいくことが必要です。

こうした中、近年、持続可能な開発のための教育(ESD)がうたわれ、環境に加えて、貧困、人権、平和、開発等に配慮し、持続可能な社会づくりを実現していくことを目指す学習活動や教育活動が求められています。ESDの推進拠点となるユネスコスクールについて、本市では、2022年に北川小学校と北川中学校において登録されています。

本市では、ごみ処理施設や下水処理場の見学会、不法投棄問題に関して学習する環境子ども会議*、 身近な自然環境への関心を高めるための自然観察会や水辺環境調査、さらには、生涯学習活動における 環境教育など、事業者や各種団体の協力のもと様々な環境教育、環境学習が行われています。

環境保全活動については、11月に県下一斉に実施されるクリーンアップ宮崎*をはじめ、地域の自治会による周辺道路の清掃、公園、河川などの美化活動が行われています。また、北川湿原、友内川、妙見湾塩沼地、金堂ヶ池などでは、地域の特色ある自然環境を保全するための取組が行われています。

その他、毎年、開催される延岡アースデイ*では、河津桜やハマボウの植栽、企業と市民が一体となった森づくり、不法投棄の撤去作業や水辺の美化活動など市民、事業者、行政、各種団体が連携、協力した環境保全活動が実施されています。

5-1-1 環境学習に関する機会づくりの推進

生涯学習活動における環境学習の推進

社会教育課

- ・家庭教育学級や女性学級、市民大学講座等の中で環境に関する学習プログラムの充実を図り、生涯学習活動における環境学習の推進に努めます。
- ・企業、団体、行政が取り組む環境に関する学習の機会と、市民の学習需要の橋渡しに努めます。

学校における環境教育の推進

学校教育課

・教育活動全体を通して、学校の実態に応じた特色ある環境に関する活動を推進します。

環境に関する出前講座の推進

→ 2-2-1 不法投棄対策等の推進

生活環境課資源対策課

・学校が実施する環境学習への協力や出前講座の実施により、不法投棄が環境に与える影響や正しい ごみ分別の重要性など、不法投棄防止への関心を高めます。

ユネスコスクール加盟登録の支援

→ 3-1-3 自然と共生した 持続可能な発展の推進

学校教育課

・持続可能な開発のための教育(ESD)の視点をもった教育課程を通して、持続可能な社会の創り手の育成を図るため、ESDの推進拠点となるユネスコスクール加盟登録及び活動の維持に係る支援を行います。

5-1-2 情報提供と人材育成

図書館における環境関連書籍の充実

図書館

・環境学習に関する関連図書や資料等の充実に努めるとともに、関係機関と連携し、各種イベントや 企画展示を通じて環境学習の充実に取り組みます。

環境情報に関するホームページの充実

生活環境課

・各主体の環境学習に対する取組を促進するため、環境学習の場として利活用できる施設や環境学習 等に役立つ環境情報を収集・整理し、ホームページ等で提供します。

地域人材の活用

社会教育課

・地域の特色ある自然や、それを活かした第一次産業に関して優れた知見を有する地域の人材を活用して、環境について学ぶ機会の創出に努めます。

表彰制度の活用

生活環境課

・環境保全活動に貢献のある市民や団体等の情報収集に努め、国等への推薦により顕彰します。

5-1-3 環境保全活動への支援

河川、海岸美化活動への支援・協力

→ 4-2-5 水環境の保全に対する

生活環境課

意識啓発の推進

・地域住民や各種団体が行う河川、海岸美化活動に対する支援・協力を行います。

公園緑地愛護会*の育成と支援

→ 5-2-3 憩い空間の確保

都市計画課

・市民協働による公園管理を推進するため、公園緑地愛護会の育成と支援を行います。

沿道美化に対する支援

土木課

各総合支所産業建設課

各総合支所市民サービス課

・道路愛護を目的に各自治会等で実施する市道の草刈りや沿道の美化活動などに対する支援を行います。

5-1-4 環境保全活動団体との連携

環境保全団体に関する情報収集と提供

生活環境課

・市民や企業、環境保全団体との連携を図るため、環境保全活動を行う団体に関する情報収集に努めるとともに、その活動内容をホームページ等で紹介します。

イベントを通じた環境保全意識の啓発

生活環境課 企画課

・環境月間におけるイベントの充実やクリーンアップ宮崎、延岡アースデイにおける参加促進を図る ことにより、市民や企業の環境保全意識の向上に努めます。

活動拠点機能の充実

社会教育課

・地区における環境美化活動や環境学習等の拠点となる自治公民館での活動を支援し、その機能充実 を図ります。

✓	市民・事業者の取組	市民	事業者
	環境に関する講座、セミナーに積極的に参加しましょう。	•	•
	職場や学校等で環境学習を実施する際は、市が実施する出前講座や県の制度 を積極的に活用しましょう。		•
	地域で行われる環境美化活動に積極的に参加しましょう。		•
	環境保全に関する研修会や講習会に参加し、そこで得た情報を地域や事業所が 行う環境保全活動に活用しましょう。	•	•
	市が主催する環境保全を目的とするイベントなどに積極的に参加しましょう。	•	•

5-2 憩いの空間の創出

5-2-1 水辺空間の保全と創出

5-2-3 憩い空間の確保

5-2-2 緑の保全と創出

5-2-4 良好な景観の形成

現状と課題

本市は、海、山、川の豊かな自然環境に恵まれています。市街地については、大崩山、行縢山等を背景に、広大な河川空間と愛宕山、城山、今山等が四季折々に醸し出す構図は、すばらしい地域固有の景観の特性を有しています。時を告げる城山の鐘に象徴されるように城下町としての文化を感じられる面もあるものの、戦災により城下町のたたずまいの多くが失われ、いかに城下町としての風情を残していくかが課題となっています。また、「水郷のべおか」ならではの橋の多い河川景観や、巨大な煙突の工場群も本市の特徴の一つとなっています。

周辺の自然環境や街並みと調和した景観の形成に努めるとともに、市民による自主的な景観づくり や市民協働の意識づくりを図る必要があります。

また、公園や緑地は、人と自然とのふれあいの場、スポーツやレクリエーションの場としての利用など、市民の憩いの空間として利用されています。自然、歴史、文化など本市の特性を活かしつつ、誰もがいつでも快適に利用できる花と緑の公園や緑地の整備を一層推進する必要があります。私たちを取り巻く環境は、気候変動への対応、生物多様性の保全、健全な物質循環など多くの課題に直面しています。こうした問題を解決し、持続可能な社会づくりを行うためには、人間の活動と環境との関わりについて正しい理解と認識を持ち、市民、事業者、行政の各主体が、自ら進んで環境に配慮し、主体的に環境学習・環境保全活動に取り組んでいくことが必要です。



延岡植物園



金堂ヶ池



須美江家族旅行村 (写真:一般社団法人延岡観光協会)

5-2-1 水辺空間の保全と創出

河川整備における親水性の確保

土木課 都市計画課

・河川改修にあたっては、国や県と連携して、安全性や利便性に配慮しつつ、緩傾斜護岸*等の採用や 市民が水辺に親しむことができる階段、スロープなど親水性を高めるための施設整備に努めます。

親水性に配慮した河川敷緑地の維持管理

都市計画課

・市管理の河川敷緑地において、河川敷や堤防の草刈りを適時実施し、親水施設の適切な維持管理に 努めます。

水辺の利用促進

生活環境課

・水辺を活用して実施されるリバーフェスタなどのイベント及び各種団体が行う環境学習への協力や 利用促進に努めます。

5-2-2 緑の保全と創出

延岡植物園の整備

都市計画課

・市内の緑化推進の拠点として、延岡植物園の整備を推進します。

緑化の推進

都市計画課

- ・住宅の新築時に記念樹木を配布するなど、宅地の緑化に努めます。
- ・地域住民の声を聞いた上で、街路樹・公園樹木の新植、更新により市街地の緑地保全を図ります。

公有地の緑化推進

土木課

都市計画課

・公共施設、都市計画道路の整備、改良時において緑化を推進します。

市民協働の緑化推進

都市計画課

- ・市民と協働して花苗や花の種子の配布、みどりの相談業務、フラワーフェスタ等のイベント開催に 取り組みます。
- ・市民協働による市内の緑化を進めるため「花と緑のまちづくり推進協議会 | の育成と支援を図ります。

保存樹木の管理

都市計画課

・市内各地にある保存樹木に関して、適切な維持管理に努めます。

緑の募金に対する普及啓発の推進 → 1-1-4 吸収源対策の推進

林務課

・ボランティア団体の育成や市民の自発的な緑化を促進するため、緑の募金に対する普及啓発を推進 します。

5-2-3 憩い空間の確保

都市公園の整備と維持管理

都市計画課

- ・岡富古川土地区画整理事業地区内において4公園の整備を図り、市民の憩いの場の充実を図ります。
- ・市街地における緑の空間である城山公園・愛宕山公園・今山公園等については、市民の交流や憩い の場として適切な維持管理に努めます。
- ・既設公園においては、遊具や休憩施設等の計画的な整備改良に努めます。

公園緑地愛護会の育成と支援 → 5-1-3 環境保全活動への支援

都市計画課

・市民協働による公園管理を推進するため、公園緑地愛護会の育成と支援を図ります。

5-2-4 良好な景観の形成

周辺のまちなみと調和した景観の創出

都市計画課

・延岡市景観計画*[□]に基づき、建築物や工作物について、周辺のまちなみや自然景観と調和した色彩、 形態への誘導を図ります。

公共空間の先導的整備

都市計画課

・景観重要公共施設*に指定した道路、公園など主要な公共施設について、魅力ある公共空間の創出 を図ります。

住環境の整備

都市計画課 建築指導課

- ・建築協定*や地区計画制度*を活用することにより、住環境の整備を図ります。
- ・社会環境問題となっている空き家等は防災、衛生、景観など地域住民の生活環境に深刻な影響を及 ぼすため、法令等及び「延岡市空家等対策計画*』」に基づき、地域社会の健全な維持のため、空き 家等問題の総合的な対策に取り組みます。

市民参加による良好な景観づくりに関する意識啓発

都市計画課

・市民の景観に対する理解や関心を高めるため、県と連携を図りながら景観形成活動を支援します。

~	市民・事業者の取組	市民	事業者
	水辺の保全に対する理解を深めるため、水辺と親しむイベントや環境学習に積 極的に参加しましょう。	•	•
	庭や事業所敷地の植樹などにより、積極的な緑化に努めましょう。	•	•
	植樹活動などのボランティアに、積極的に参加しましょう。	•	
	公園を利用する際は、ごみは持ち帰るなど敷地の環境美化に努めましょう。	•	
	市が行う良好な住環境を促進するための施策について、その旨を理解し協力し ましょう。		
	建物を新築する際は、周辺の環境と調和した景観づくりに努めましょう。	•	•
	屋外広告などは、周辺の環境と調和した景観づくりに努めましょう。		•

5-3 歴史・文化的資源の保護と継承

5-3-1 歴史・文化的財産の保存

5-3-2 地域文化の伝承

現状と課題

本市の市街地及び沿岸域を除く地域は、2017年に祖母・傾・大崩ユネスコエコパークに登録されています。登録地域では、自然との深い関わりの中で育まれた祭礼や民俗芸能が継承されています。ユネスコエコパークは、生態系の保全と持続可能な利活用の調和を目的としており、自然と人間社会の共生に重点が置かれています。本市の自然環境により育まれた歴史や文化などの地域資源を守り、活用することが求められています。

また、市街地においても、指定史跡南方古墳群に代表される古墳群や延岡城跡をはじめとする史跡、 社寺仏閣等が多く点在し、特色ある雰囲気を醸成するとともに、緑の空間を形づくるなど、自然環境と も密接に関わる重要な拠点となっています。

地域の歴史・文化的資源を保護し、将来に向けて継承することで、本市の貴重な自然環境としても質を高め、まちの魅力として活用することが求められています。



内藤記念館再整備図



「城山かぐらまつり」の様子(尾崎神楽)



市指定天然記念物 熊野江神社のヤッコソウ

5-3-1 歴史・文化的財産の保存

延岡城跡の保存整備の推進

都市計画課 文化課

・延岡城跡保存整備計画を基本方針として保存整備を推進するとともに、2014 年度より着手している城 跡景観については、引き続き城跡としての景観を向上させるため樹木の剪定・伐採や石垣の除草、夜間 のライトアップに取り組みます。石垣の保全・保護については、調査結果に基づき実施を図ります。

国・県指定による保存の推進

文化課

・南方古墳群をはじめ国や県の指定を受けている各種文化財の保存に努めるとともに、市の指定文化 財については、国や県の指定を働きかけます。

文化財調査の推進

文化課

・関係機関と連携して指定・未指定文化財の資料調査や発掘調査を推進します。

文化財の保存

文化課

- ・市内出土遺物の保存や指定文化財の保護管理を推進します。
- ・内藤記念館を、公開承認施設を目指した歴史民俗博物館兼美術館として再整備し、貴重な歴史資料 や美術資料等を保存・活用しながら後世に継承します。

文化財の保存保護啓発

文化課

- ・貴重な歴史資料や絵画の展示会を開催し、市民の芸術鑑賞の機会を拡充し、文化財の保護啓発に努めます。
- ・古文書入門・中級講座や研修会等を通して、歴史文化財の保護啓発を促進します。
- ・歴史・文化に関するボランティア活動や史跡見学会を通して、郷土の歴史や文化に対する理解や関 心を促します。
- ・国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭を契機とし、史跡に案内板・説明板・標柱を設置し、歴史・ 文化遺産の情報発信を行います。
- ・市制施行100周年に向けて、本市の歴史・文化・民俗・自然を体系的にまとめた新たな「延岡市史」の編さんに取り組み、様々な歴史資料等(文化財)を収集・保存し、後世へ継承するとともに、市民の郷土への関心と愛着を深め、地域の連帯感やふるさと意識を高揚し、まちづくりに活かしていきます。

5-3-2 地域文化の伝承

地域固有の伝統文化の保存伝承の促進

文化課

・郷土芸能大会や城山かぐらまつりなどを支援し、地域固有の伝統文化の保存伝承を促進するととも に、次世代を担う青少年の育成に努めます。

歴史文化的行事の促進

文化課

・のべおか天下一薪能など歴史や文化への理解を促進する、市民協働イベントの支援に努めます。

プロ 市民・事業者の取組 市民 事業者 □ 地域の歴史や文化に関心を持ち、歴史的、文化的資源の保存に協力しましょう。 ● □ 歴史、文化に関する学習活動に積極的に参加し、本市の歴史、文化に関する理解に努めましょう。 ● □ 地域で行われる伝統行事や郷土芸能に積極的に参加し、保存伝承に努めましょう。 ●



環境用語解説

あ行

●アイドリング

駐車時や停車時に自動車のエンジンを空転させること。 アイドリングストップとは、駐車時や停車時に自動車のエ ンジンを止めること。

●悪臭防止法

工場その他の事業場の事業活動に伴って発生する悪臭について必要な規制を行うとともに、その他の悪臭防止対策を推進することにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とした法律。

●アスベスト

天然に産する繊維状けい酸塩鉱物で「せきめん」、「いしわた」と呼ばれている。柔らかく化学変化を起こしにくく、不燃性、絶縁性を有するため、建材、配管等の充てん剤などに幅広く利用されていた。しかし、その粉じんに長期暴露した場合の発ガン性が指摘されており、1975年には吹き付けアスベストの使用が原則禁止された。その後、スレート材、防音材、断熱材、保温材などに使用されたが、現在では、原則として製造等が禁止されているほか、アスベストを使用した建築物の解体、改造、補修工事の際には事前に届出及び作業基準の順守が義務づけられている。

●一酸化炭素(CO)

主に自動車排気ガスに含まれている無色無臭の気体で血液中のヘモグロビンと結合し、酸欠による頭痛、めまい等の症状が現れる。炭素又は炭素化合物の不完全燃焼によって発生する。

●エコツーリズム

自然環境の他、文化・歴史等を観光の対象としながら、環境の保全性と持続可能性を考慮するツーリズム(旅行、リクリエーションのあり方)。

●エネルギーの使用の合理化等に関する法律(省エネ法)

国内外におけるエネルギーをめぐる経済的、社会環境に 応じた燃料資源の有効な利用を確保するため、工場等、輸 送、建築物及び機械器具についてのエネルギーの使用の合 理化に関する所要の措置やその他エネルギーの使用の合 理化を総合的に進めるために必要な措置等を講ずること とし、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを目的 として制定された法律。

●オゾン層

地球を取り巻く大気中のオゾンの大部分は地上から約10~50km 上空の成層圏に存在し、オゾン層と呼ばれている。太陽光に含まれる有害紫外線の大部分を吸収し、地球上の生物を保護する役割を果たす。

●温室効果ガス

地球温暖化対策の推進に関する法律第 2 条第 3 項では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素の 7 物質が規定されている。物質ごとに温室効果の程度が異なるため、温室効果ガス排出量は二酸化炭素換算量で示される。

か行

●外来種

国外や国内の他地域から人為的(意図的又は非意図的)に導入されることにより、本来の分布していない地域に持ち込まれ定着した生物種を指す。外来種のうち、導入先の生態系等に著しい影響を与える物を特に侵略的な外来種と呼び、これらは自然状態では生じ得なかった影響を人為的にもたらすものとして問題となっている。

●海洋プラスチックごみ

私たち人間が使っているビニール袋やペットボトル、使い捨て容器などは便利なものとして多くの人に使われているものが、ポイ捨てや適切な処理をされないことで、風や雨などにより河川や海に流れ込み、海洋プラスチックごみとなる。

●河川整備計画

河川法第 16 条の 2 に基づき河川の特性と地域の風土・ 文化等の実情に応じた河川整備を推進するために定めた 計画。

●家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律

畜産業を営む者による家畜排せつ物の管理に関し必要な事項を定めるとともに、家畜排せつ物の処理の高度化を図るための施設の整備を計画的に促進する措置を講ずることにより、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進を図り、もって畜産業の健全な発展に資することを目的に定められた法律。

●合併処理浄化槽

水洗式便所と連結して屎尿及び雑排水を処理し、公共下 水道以外に放流するための設備又は施設。

●カネミ油症事件

1968 年、福岡県北九州市にあるカネミ倉庫で作られた 食用油(こめ油)を摂取した人々に皮膚障害や内臓疾患な どが現れた。油の製造過程で混入したポリ塩化ビフェニル (PCB)が、加熱されたことが原因で生じた健康被害事件。

●環境基準

人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準。許容限度又は受認限度という性格のものではなく、より積極的に維持されることが望ましい基準とし、行政上の目標として環境基本法第 16 条第 1 項に定められており、大気の汚染、水質の汚濁、騒音、土壌の汚染について定められている。

●環境子ども会議

延岡市内の児童を対象に不法投棄の実態調査を通じて、 自分たちが住むまちや地域において、不法投棄のない快適 なまちを作っていくために何をしたらよいか等を討論す る会議。不法投棄に関する環境学習を通じて地域における 環境保全に対する意識啓発を図るねらいがある。

●環境リスク

人の活動によって環境に加えられる負荷が環境中の経路を通じ、環境の保全上の支障を生じさせるおそれ(人の健康や生態系に影響を及ぼす可能性)。

●緩傾斜護岸

河岸または堤防を流水や波浪による浸食から防ぐ目的で設置される護岸のうち、特にその傾斜が緩やかなもの。

●気候変動適応計画

気候変動適応法第7条第1項に基づき策定された計画。

●気候変動適応情報プラットフォーム

「気候変動の影響への適応計画」に基づき、関係府省庁と連携し、利用者ニーズに応じた情報の提供、適応の行動を支援するツールの開発・提供、優良事例の収集・整理・提供などを行うことにより、地方公共団体や事業者、国民など各主体の活動基盤となるもの。

●気候変動枠組条約第 21 回締約国会議(COP21)

地球温暖化対策に世界全体で取り組んでいくための国際的な議論の場として、2015年秋に21回目の会議がパリで開催され、地球温暖化対策に関する新たな法的枠組みであるパリ協定が採択された。

●汽水域

河川・湖沼および沿海などの水域のうち、汽水(Brackish water)が占める区域である。漢字の「汽」は「水気を帯びた」という意味を含み、「汽水」は淡水と海水が混在した状態の液体を指す用語。

●キャニオニング

アメリカ合衆国ではキャニオニアリングの名で知られ、 アウトドアスポーツのトレッキング、クライミング、懸垂 下降、カヌー、水泳、飛び込みなどの要素を用いて渓谷の 中を目的のポイントまで下って行く活動を行なう。

●GAP(Good Agricultural Practice)

農業生産工程でのムリ・ムダの解消や、農業生産におけるあらゆるリスクを低減する取組を行うことで、食の安全・安心、環境保全、農作業安全等、農業経営の改善を進めていくもの。

●クリーンアップ宮崎

環境問題に対する県民意識の高揚を図るとともに、美しい郷土づくりを推進するために、毎年 11 月第 2 日曜日を統一実施日として県内各地で実施される県下一斉の環境美化活動。

●グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、必要性を十分に考慮し、 価格、機能、利便性、デザインという要素のみならず、環 境のことを考慮して環境への負荷ができるだけ少ないも のを優先的に選んで購入すること。

2000年には、国等による環境物品等の調達の推進当に関する法律(グリーン購入法)が制定されている。

●景観計画

景観法の基本となる仕組みで、地域が景観行政を進めるための基本的な計画。景観の形成に関する方針、景観の形成のための行為の制限に関する事項、景観重要建造物・景観重要樹木の指定方針などを定めている。

●景観重要公共施設

景観計画の中で、景観形成上特に重要な公共施設として 定めた道路、河川、公園等。

●下水道法

下水道を整備し、都市の健全な発達、公衆衛生の向上、公共用水域の水質の保全を図ることを目的に 1958 年に公布された法律。

●建築協定

建築物に関して法律上認められた最低基準とは別に、個々の住宅地又は商店街の特性に応じて環境・利便の維持増進を図るため、土地の所有者等(土地の所有者及び借地権を有する者)の合意により、建築物の敷地・位置・構造・用途・形態・意匠・建築設備に関する特別の基準を定めて締結される建築基準法上の協定。市町村が条例により区域を限定し、その締結可能性を認めることにより、締結が可能となる。

●建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 (建築物省エネ法)

2020 年までに、新築住宅・建物において、規制の必要性 や程度、バランスを十分に配慮しながら段階的に省エネ基 準の適合を義務化する法律。

●公園緑地愛護会

自分たちが利用する公園は自分たちで維持管理をする という趣旨の下、身近な街区公園などの清掃、草刈り、遊 具の点検などの日常の維持管理を行う地域住民を中心に 活動する自治会や団体のこと。

●公害防止協定

公害の発生源となっている企業と地方自治体又は住民と企業との間で締結され、法令の規定基準を補完し、地域の実情に応じた公害防止の目標値の設定、具体的な公害対策の明示などを内容とし、法律や条例に並ぶ有力な公害防止対策の手段として広く利用されている。

●光化学オキシダント(Ox)

工場・事業場や自動車から排出される窒素酸化物 (NOx) や揮発性有機化合物 (VOC) などが太陽光線を受けて光化 学反応を起こすことにより生成されるオゾンなどの総称で、いわゆる光化学スモッグの原因となっている物質。強い酸化力を持ち、高濃度では眼やのどへの刺激や呼吸器に影響を及ぼすおそれがあり、農作物などにも影響を与える。

●五ヶ瀬川水系水質汚濁防止連絡協議会

五ヶ瀬川及びこれに流入する河川並びに水路等の水質について、関係機関の連絡調整を密にし、五ヶ瀬川水系の水質汚濁を防止し、豊かな自然環境を保持することを目的に国、県の関係機関及び流域の関係市町村により組織された協議会。

●コミュニティバス

交通空白地域の住民の足を確保するため、自治体が運営 主体となり、バス会社等に委託するなどして運行するバス。 巡回バス、福祉バスなどがこれにあたる。

さ行

●再生可能資源

自然のプロセスにより、人間などの利用速度以上に補給 される天然資源のこと。

●里海

人の手が加わることにより、生産性と生物多様性が高くなった沿岸海域とそれに接する陸域のこと。陸域の里地里山に対して使われることが多い。環境省では2007年に策定した21世紀環境立国戦略に里海の創生支援を盛り込むとともに、2008年度から「里海創生支援事業」を開始し、藻場、干潟、サンゴ礁等の保全・再生・創出、封鎖性水域の水質汚濁対策、持続的な資源管理など総合的な取組を推進している。

●里地·里山

奥山自然地域と都市地域の中間に位置し、さまざまな人間の働きかけを通じて、環境が形成されてきた地域である、 集落を取り巻く二次林と人工林、農地、ため池、草原などで構成される地域概念。

●SATOYAMA 保全推進会議

原生的な自然を保護するだけでなく、人間活動が行われている二次的自然地域において、自然資源の持続可能な利用を実現することを目的とした、生物多様性条約 COP10で提唱された SATOYMA イニシアティブに賛同して 2012年に設立された。

●サプライチェーン

木材の生産から加工、流通、消費までの全体の流れを把握し連携する取組。

●3切り運動

「水切り・食べ切り・使い切り」で生ごみを減らす取組。

■COD

(化学的酸素要求量:Chemical Oxygen Demand)

水中の汚濁物を分解するために必要な酸化剤の量をそれに相当する酸素の量で表わしたもの。COD の数値が高い程汚染が進んでいることを意味している。海域、湖沼の重要な汚濁指標となっている。

●資源循環型農業

米や野菜などの農産物を収穫した後のわらや収穫くず が家畜のえさとなり、その家畜のふんから堆肥が作られ、 その堆肥で農作物が育つ。

●G20 大阪サミット

アルゼンチン、オーストラリア、ブラジル、カナダ、中国、フランス、ドイツ、インド、インドネシア、イタリア、日本、メキシコ、韓国、南アフリカ共和国、ロシア、サウジアラビア、トルコ、英国、米国の19ヶ国に加え、欧州連合(EU)の首脳が参加して毎年開催される国際会議です。2019年6月28日・29日に大阪サミットが開催。

●J-クレジット

中小企業等の省エネ設備の導入や森林管理等による温室効果ガスの排出削減・吸収量をクレジットとして認証する制度であり、2013 年度より国内クレジット制度とオフセット・クレジット(J-VER)制度を一本化し、経済産業省・環境省・農林水産省が運営。

●事業系一般廃棄物

商店、事務所、工場などから排出される廃棄物のうち、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」により指定された 19 種類の産業廃棄物以外の廃棄物を言う。産業活動によって発生するが、一般廃棄物に分類され、その処理は、市町村があたっている。

●持続可能な開発のための 2030 アジェンダ

2000 年の国連ミレニアム・サミットで策定されたミレニアム開発目標が 2015 年で終了することを受け、国連が向こう 15 年間の新たな持続可能な開発の指針を策定したもの。

●持続可能な開発のための教育(ESD)

持続可能な開発を実現するために発想し行動できる人 材を育成する教育。

●自然エネルギー

太陽光や熱、風力、潮力、地熱など自然現象から得られるエネルギーのこと。石油などの化石燃料に比べ二酸化炭素などの排出なども少なくクリーンなエネルギー資源として注目されている。

●循環型社会

20世紀の後半に、地球環境保全、廃棄物リサイクルが高まる中、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会のあり方に代わる資源、エネルギーの循環的利用がなされる社会をイメージした言葉として提示された概念。

●省エネラベリング制度

省エネ法に基づき定められたエネルギー効率の目標値を達成しているかどうか各商品に表示する制度。冷蔵・冷凍庫、TV、空調、照明器具の製品ごとにエネルギー効率の目標値をクリアすると緑色、未達の場合はオレンジ色のラベルがカタログに標記される。

●消化ガス発電

下水処理場(妙田処理場)の汚泥処理で発生するメタンガスを燃料とする発電設備。この設備により発電された電力は処理場内で使用され省電力化に貢献している。

● 浄化 榑 法

浄化槽によるし尿等の適正な処理を図ることを目的とする法律。適正で健全な浄化槽行政を進展させていくためには、浄化槽の製造、設置、管理にわたる一連の過程を一元化する制度的な措置が必要であるとの認識の下に制定された。

●使用済自動車の再資源化等に関する法律 (自動車リサイクル法)

自動車製造業者等を中心とした関係者に適切な役割分担を義務づけることにより、使用済自動車のリサイクル・ 適正処理を図るための法律。

●食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律 (食品リサイクル法)

大量消費、大量廃棄型社会から循環型社会への転換が急がれる状況の中で、食品廃棄物等の排出の抑制を資源としての有効利用を推進するために 2000 年に制定。

●針広混交林

針葉樹と広葉樹が混じり合って生育する森林。

●振動規制法

工場及び事業場における事業活動や建設工事に伴って 発生する振動について必要な規制を行うとともに、道路交 通振動に係わる要請の措置を定めること等により、生活環 境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的として 制定された法律。

●森林環境譲与税

地域の実情に応じて森林の整備及びその促進に関する 事業を実施するために国から譲与される譲与税。この財源 は、2024年度から森林環境税として、1人年額1,000円課 税される。

●森林経営管理制度

民有林のうち、現に経営管理が行われていない森林について、市町村が森林所有者の委託を受け経営管理することや、意欲と能力のある林業経営者に再委託することにより、林業経営の効率化と森林の管理の適正化を促進。

●森林整備計画書

地域が講じる森林施策の方向性を示すとともに、森林所有者が行う伐採、造林等の森林施業の指針となるものとして策定された計画。

●森林の公益的機能

森林の多面的機能とも言う。森林の持つ国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の機能。

●水源涵養機能

森林の土壌が、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を 平準化して洪水を緩和するとともに、河川の流量を安定さ せる機能。

●水産多面的機能発揮対策活動

漁業者等が行う水産業及び漁村の有する多面的機能の発揮のための活動。水産業及び漁村の有する多面的機能とは、水産業や漁村が古くから担ってきた「新鮮な水産物を安定的に供給する役割」以外の「(藻場や干潟等の)漁場環境の保全」、「漁村文化の伝承」等といった機能。

●水質汚濁防止法

公共用水域及び地下水の水質の汚濁を防止、国民の健康を保護するとともに生活環境の保全を図るため、事業場からの排出水の規制・生活排水対策の推進・有害物質の地下浸透規制等が盛り込まれている。また、同法においては、閉鎖性水域に対して、汚濁負荷量を全体的に削減しようとする水質総量規制が導入されている。

●生活排水処理率

地域の人口に対して、生活排水が下水道や合併処理浄化 槽等の生活排水処理施設によって処理されている人口の 割合。

●生活排水対策総合基本計画

河川などの公共用水域の水質保全を目的に、公共下水道や 合併浄化槽などの生活排水処理施設の整備や維持管理、市民 への啓発活動等を実施するにあたり、効果的・効率的な生活 排水対策を推進するための基本となる事項を定めた計画。

●生能系

川、海、草原、森林などあるまとまりを持った自然環境 と、そこに生息するすべての生物で構成される空間。

●騒音規制法

工場及び事業場における事業活動及び建設工事に伴って発生する騒音について必要な規制を行うとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とした法律。

た行

●ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン(PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)、ダイオキシン様ポリ塩化ビフェニル(DL-PCB)の総称で、環境中に広く存在しており、その量は非常に微量。

●大気汚染防止法

工場及び事業場における事業活動並びに建築物等の解体等に伴うばい煙、揮発性有機化合物及び粉じんの排出等を規制し、有害大気汚染物質対策の実施を推進し、並びに自動車排出ガスに係る許容限度を定めること等により、国

民の健康を保護するとともに生活環境を保全し、並びに健康被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図ることを目的に制定された法律。

●多自然川づくり基本方針

「河川整備計画」に基づき、河川改修等の基本的な設計を進めるにあたり、地域へのヒアリングや有識者からの意見を取り入れ、治水と利水・環境を融合したよりよい川のすがたを検討し、「○○川多自然川づくり計画」として取りまとめるもの。

●脱水汚泥

下水道などの汚泥を固形物として扱うことができる程 度まで脱水した汚泥。

●多面的機能支払交付金

水路、農道、ため池および法面等、農業を支える共用の 設備を維持管理するための地域の共同作業に支払われる 交付金。

●地球温暖化対策実行計画

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第8条に基づく 地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るための 計画(地方公共団体実行計画)。

●地球温暖化対策の推進に関する法律

京都会議で合意された京都議定書により、日本に課せられた温室効果ガスの排出削減目標を達成するために 1998年に策定された法律。この法律の基づき国や地方自治体が自ら排出する温室効果ガスの抑制計画をつくり、実施状況とあわせて公表し、排出量の多い企業等は抑制に努めるなどが主な柱となっている。

●地球温暖化防止活動推進員派遣事業

地域における地球温暖化対策の推進を図るために、宮崎 県が無料で講師を派遣する事業。地域で開催する地球環境 問題に関する学習会、研修会、イベントなどに、県内で地 球温暖化防止活動推進員として登録され活動されている 学識経験者、環境ボランティア等を派遣している。

●地区計画制度

良好な市街地の環境を形成・保全するため、用途地域や 建築基準法で定められているルールだけでは対応できな い場合に、地区の特性に応じてきめ細かいまちづくりのル ールを定め、計画的により良いまちへと誘導していく制度。

●地産地消

地域で生産された物をその地域で消費すること。消費者 の食や環境に対する安全・安心志向の高まりを受けて、生 産者との「顔が見える」関係の構築に役立つ地域発の動き として注目され、地産地消を意識して農産物を生産、販売 する生産者や、買い物をする消費者が増えている。

●地方公共団体実行計画

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、2016 年に閣議決定された国の「地球温暖化対策計画」に即して地方公共団体が作成するものとされている計画で、事務事業編と区域施策編(地球温暖化対策実行計画)から構成されている。事務事業編は、都道府県及び市町村が当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガス排出量を削減するための措置に関する計画であり、すべての都道府県及び市町村に策定が義務付けられている。区域施策減は、都道府県及び中核市がその区域の自然的社会的条件に

応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に 関する事項を定める計画であり、すべての都道府県及び中 核市に策定が義務付けられており、その他の市町村につい ても、策定に努めることが求められている。

●中間処理

収集したごみの焼却、下水汚泥の脱水、不燃ごみの破砕、 選別などにより、できるだけごみの体積と重量を減らし、 最終処分場に埋め立て後も環境に悪影響を与えないよう する処理工程。さらに、鉄やアルミ、ガラスなど再資源利 用できるものを選別回収し、有効利用する役割もある。ご みのリサイクルや適正処理を進めるためになくてはなら ない工程。

●中山間地域

都市や平地以外の、中間農業地域と山間農業地域の総称で、食料・農業・農村基本法第35条によれば、山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域と定義され、一般的には平地の周辺部から山間地に至る、まとまった平坦な耕作地の少ない地域とされる。

●中山間地域等直接支払制度

耕作放棄地の増加等により多面的機能の低下が特に懸念されている中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正する農家等への交付金により、農業生産活動の維持を通じて、耕作放棄の発生を防止し多面的機能の確保を図る制度。

●鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化を図り、もって 生物の多様性の確保、生活環境の保全及び農林水産業の健 全な発展に寄与することを通じて、自然環境の恵沢を享受 できる国民生活の確保及び地域社会の健全な発展に資す ることを目的とした法律。

●長伐期施業

標準伐採樹齢(スギの場合 35 年程度)の概ね2倍に相当する樹齢を超えて伐採を行う森林施業。

長伐期施業では下層植生や土壌構造が発達した状態が 永く維持できるため水土保全機能や生物の多様性をもた らすなど森林の持つ多様性を維持していくのに有利と考 えられている。

●低公害車

大気汚染物質(二酸化炭素や窒素酸化物など)の排出が少なく環境への負荷が少ない自動車。電気自動車やメタノール自動車、圧縮天然ガス自動車及びハイブリッド自動車などが該当する。低公害車の認定を受けた自動車は、税制面で優遇される等の特典を持つ。

●低周波音

人の耳には聞こえない 20Hz (ヘルツ) 以下の超低周波と 20~100Hz (ヘルツ) 程度の周波数範囲の音を合わせた音波のこと。人の聴覚感覚が鈍くなる周波数範囲の音で、建具や窓、障子などが振動するなどの現象が生じる場合もある。

●低騒音·低振動型機械

建設工事等の現場周辺の住民の生活環境の保全を図るとともに、建設工事等の円滑化に寄与することを目的に国土交通大臣が指定した建設機械の形式であって、建設機械が発生する騒音・振動の測定値が基準値以下のもの。

●電磁波

空間の電場と磁場の変化によって形成された波 (波動) のこと。電磁波は、その振動の周期あるいは波長によって その性質を異にする。

●統一省エネラベル制度

省エネ法に基づき、小売事業者が省エネ性能の評価や省 エネラベル等を表示する制度。それぞれの製品区分におけ る当該製品の省エネ性能の位置づけ等を表示している。

●特定外来生物

人の命や体、生態系、農林水産業などに被害を与える恐れがある生物を「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づき、環境省が指定。特定外来生物に指定された生物は、飼養、栽培、保管、運搬、輸入、野外へ放すことなどが原則禁止されている。

●特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)

エアコン、テレビ、洗濯機、冷蔵庫及び冷凍庫について、 小売業者に消費者からの引取り及び引き取った廃家電の 製造者等への引き渡しを義務つけるとともに、製造業者に 対し引き取った廃家電の一定水準以上のリサイクルの実 施を義務づけた法律。

な行

●夏休みこどもごみ体験ツアー

市のクリーンセンターの施設を活用し、ごみの収集とリサイクル工程を通して、ごみ問題に関する理解を深めてもらうため、夏休みを利用して小学生を対象に行う体験学習。

●二酸化硫黄(SO₂)

無色の気体で、卵の腐ったような刺激臭が特徴。主な発生源は自然由来では火山活動、人為起源では硫黄を含む化石燃料の燃焼となっている。高濃度で呼吸器に影響を及ぼすほか、森林や湖沼などに影響を与える酸性雨の原因物質になると言われている。

●二酸化窒素(NO₂)

主として物が燃焼する時に大気中の窒素と酸素は反応することで発生し、燃焼時は一酸化窒素(NO)として排出され、大気中で二酸化窒素(NO2)に酸化される。発生源としては工場等の固定発生源に加えて、特に自動車等の移動発生源が大きな割合を占めている。高濃度で呼吸器に影響を及ぼすほか、光化学オキシダントの原因にもなる。

●農業集落排水·漁業集落排水

農業集落や漁業集落において、し尿や生活雑排水などの汚水を収集するための管路施設や、汚水を処理するための汚水処理施設、発生した汚泥を処理する施設を整備するもの。

●延岡アースデイ

環境問題を全ての生命体の命の問題として受けとめ、人とそれ以外の生物、人と地球、人とコミュニケーションの問題として考え、より良い関係を築くための活動を模索し、自らの手で実行することを目的に企業や各種団体が実施する環境保全活動。企業や各種団体で構成された延岡アースデイ実行委員会のもと、毎年3月に森林保全や河川、海岸の清掃活動などを実施している。

●延岡市空家等対策計画

「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく措置 の実施など空家等対策への具体的施策の展開のために策 定された計画。

●延岡市一般廃棄物処理基本計画

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項の 規定に基づき、延岡市における一般廃棄物の処理に関する 基本計画を定めたもので、長期的・総合的な視野に立ち一 般廃棄物処理の方向を示す計画。

●延岡市環境基本条例

1999年(平成11年)3月29日延岡市条例第9号。本市の環境の保全について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とした条例。

●延岡市環境審議会

市長の諮問に応じ、環境の保全に関する基本的事項及び 重要事項を調査審議するため、延岡市環境基本条例第 18 条の規定に基づき設置された機関。

●延岡市環境マネジメントシステム

「第2次延岡市環境基本計画(後期計画)」に基づく環境保全施策の推進に加え、「延岡市地球温暖化対策実行計画」や「一般廃棄物処理基本計画」などに基づく環境保全活動の取組を更に強化するため、延岡市独自の環境マネジメントシステムである「NISO」を定め、全庁を挙げた環保全活動に組織的、継続的に取り組むシステム。

●延岡市公共工事環境配慮指針

本市が実施する公共工事において「計画・設計」と「施工」の各段階において、環境負荷を低減するために必要な環境配慮事項を示したもの。この指針に基づき低騒音型機械やリサイクル材の使用、動植物の生息地等の自然環境、生活環境等に配慮した公共工事の実施を図っている。

●延岡市ごみ減量化対策懇話会

ごみの減量化、資源の有効活用等の推進に関する事項について研究、懇談等を行い、本市に対する提言、助言等を行うため、学識経験や各自治会の代表者などで構成された組織。

●延岡市災害廃棄物処理基本計画

東日本大震災の教訓をもとに環境省で策定された「災害 廃棄物対策指針」をはじめ、国で進められている大規模災 害に備えた検討内容等、最新の知見に基づき策定された計 画。

●延岡市生活環境保護条例

1983年(昭和58年)3月25日延岡市条例第5号。本市の市民が健康で安全かつ快適な生活を営むに必要な生活環境を確保するため、事業者、市及び市民それぞれの責務を明確にし、市民の生活環境をまもるための施策の基本となる事項、その他必要な事項を定めることによりその施策の総合的推進を図り、もって市民の良好な生活環境を確保することを目的に制定された条例。

●延岡市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 21 条に基づく、区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の量の削減等を行うための施策に関する事項を定める計画。市町村は区域施策編の策定を行うよう努めることとされている。

●延岡市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 21 条第 1 項 に基づく、地方公共団体の事務及び事業に関し、温室効果 ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画。全て の地方公共団体に策定が義務付けられており、本市ではこれまで延岡市環境保全率先実行計画として推進。

●延岡地区不法投棄対策協議会

不法投棄の未然防止及び不法投棄物処理対策について、 関係機関がそれぞれの情報交換等を迅速に行うことにより、廃棄物の適正処理の推進を図る。国、県の機関、関係 団体及び市の関係各課室により構成された協議会。

は行

●バイオマス

生物資源を表す概念で、一般的には再生可能な動植物などの生物由来の有機性資源で化石燃料(石炭、石油、天然ガスなど)を除いた物。

●バイオマスタウン構想

バイオマスの発生から利用までが効率的なプロセスで結ばれた総合的な利用システムを構築し、安定的かつ適正なバイオマス利用を行なうための基礎となる構想。本市は2008年度から構想策定に取組み、民間を含めた検討委員会やパブリックコメントなどを経て、2009年11月30日に延岡市バイオマスタウン構想として公表している。

●ひなたのチカラ林業経営者

主伐・再造林や間伐などにより持続的な林業経営を目指 す者を宮崎県が募集し、選定した林業経営者。

●BOD(生物化学的酸素要求量:Biochemical Oxygen Demand)

水中の微生物が汚濁物を分解するときに消費した酸素の量をいう。通常 20°C、5日間で消費された酸素の量をmg/Lで表わす。BODの数値が高い程、汚染が進んでいることを意味し、河川の重要な汚濁指標となっている。

●PCB(ポリ塩化ビフェニル)

PCB は 1929 年に初めて工業製品化されて以来、その安全性、耐熱性、絶縁性を利用して電気絶縁油、感圧紙等、さまざまな用途に用いられてきたが、環境中で分解しにくい。また、生物に蓄積しやすくかつ慢性毒性がある物質であることが明らかになり、生産・使用の中止等の行政指導を経て、1974 年に化学物質審査規制法に基づき製造及び輸入が原則禁止された。しかし、PCB を含有する廃棄物については、処理施設の整備が進まなかったことなどから事業者が長期間保管し続けてきており、2001 年に PCB 廃棄物処理特別措置法が制定され、処理体制の整備を図っている。

●干潟

潮の干満で海に沈んだり現れたりする砂泥地。魚介類だけでなく、それらを餌にする鳥類も集まるなど多様な生物の生息地となっている。

●フードドライブ

家庭で余っている食品を持ち寄り、集まった食品を福祉 団体や施設、フードバンクなどに提供する活動。

●微小粒子状物質(PM2.5)

大気中に浮遊する微粒子で、大きさが $2.5 \mu m$ 以下のものをいう。SPM よりも小さな粒子で、主な発生源は自動車や工場の排ガス等だが、火山活動や黄砂等も考えられる。PM2.5 は粒子の大きさが非常に小さいため、肺の奥深くま

で入りやすく、呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響が心配されている。

●浮遊粒子状物質(SPM)

大気中に浮遊する微粒子で、大きさが $10 \mu m$ 以下のものをいう。土砂等の飛散、物質の破砕によるものや燃焼過程によるもの等、発生源は多種多様である。粒子の大きさが小さいために長時間大気中に滞留し、呼吸器系に悪影響を与える。

●プラスチック資源循環戦略

第四次循環型社会形成推進基本計画を踏まえ、資源・廃棄物制約、海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化、アジア各国による廃棄物の輸入規制等の幅広い課題に対応するため、3R+Renewable(再生可能資源への代替)を基本原則としたプラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略。

●フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 (フロン排出抑制法)

従来の「フロン回収・破壊法」に替わり、フロン類を使用している業務用冷凍空調機器の廃棄時等における回収・破壊だけでなく、使用時の漏えいを防止するため、管理者による定期点検や一定以上の漏えいが生じた場合の国への報告等を定めた法律。

ま行

●水辺環境調査

五感を使った水辺環境指標を活用して地域や学校、市民団体または家族などの各主体の活動として、身近な水辺にすむ生き物を調べ、水のきれいさを知るとともに、水辺に親しむことで水辺環境についての関心を高めることを目的とした調査。

●緑の少年団

1960年、国土緑化推進委員会が提唱したのがきっかけとなり、各自治体で結成されるようになった。森林や自然、そして身近な環境を大切にしていくことを身もって体験し、各地域での緑化活動に重要な役割を果たしている子どもたちの自主的な団体。

●緑の募金

国土緑化運動のシンボルとして戦後の荒廃した国土に緑を復活させる目的で 1950 年から「緑の羽根募金」として行われている。1995 年には、緑の羽根募金運動の基盤強化と活動内容の多様化を図るため、「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」に基づく「緑の募金」として、毎年1~5月と9~10月の期間中に展開されている。

●宮崎県気候変動適応センター

本県における気候変動適応を一層推進するために必要な情報を取り扱う拠点として、国立環境研究所等と連携しながら、県内の気候変動の影響や適応に関する情報の収集・整理・分析や事業者、県民等への情報提供等を行う。

●宮崎県地球温暖化防止活動推進員

地球温暖化対策の推進に関する法律第 23 条の規定に基づき、地域における地球温暖化の現状及び地球温暖化対策に関する知識の普及並びに地球温暖化対策の推進を図るため、宮崎県内各地域で環境保全活動に携わっている者や省エネルギー活動に対して関心を有する者の中から県知事が委嘱した者。

●モーダルシフト

トラック等による幹線貨物物流を、環境負荷の少ない大 量輸送機関である鉄道貨物輸送・内航海運に転換すること。

●メタンガス

最も単純な構造のアルカンで、1個の炭素原子に4個の 水素原子が結合してできた炭化水素。

●木質バイオマス

木材からなるバイオマスのこと。木質バイオマスには、 主に、樹木の伐採や造林の時に発生した枝、葉など林地残 材、製材工場などから発生する樹皮やのこ屑などのほか、 住宅の解体材や街路樹の剪定枝などの種類がある。

や行

●有害鳥獣

法令による有害な鳥獣の定義はないが、一般的には人間 生活に対し、生命的、経済的に害を及ぼすものを有害鳥獣 といっており、鳥獣本来の食性によって、人、家畜、農作 物、樹林、農林水産物等を食害するものが大部分となって いる。

●有機塩素化合物

塩素を含む有機化合物の総称。ほとんどの種類が人工の化合物で、主に農薬や溶剤として用いるために合成され、環境中での残留性と生物の脂肪内の蓄積性が高く有害なものとされている。

●ユネスコエコパーク

生物圏保存地域(ユネスコエコパークは日本国内での呼称)。ユネスコが生物多様性の保全、持続可能な開発、学術研究支援を目的として 1976 年に開始。2017 年 6 月には、祖母・傾・大崩山系とその周辺地域が「祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク」として登録された。

●ユネスコスクール

ユネスコ憲章に示されたユネスコの理念を実現するため、平和や国際的な連携を実践する学校。

ら行

●林業研究グループ

林業経営の改善及び林業技術の向上を主たる目的として、林業後継者などを中心に組織され、共同で学習・研究活動・共同事業などを行うグループ。

●類型指定

水質汚濁の生活環境項目及び騒音の環境基準について は、全国一律の環境基準値を設定していない。

国において類型別に基準値が示され、これに基づき都道 府県が河川等の状況や、騒音に関する地域の土地利用状況 や時間帯等に応じてあてはめ指定していく方式。

●レッドリスト

生息・生育する野生動植物を絶滅のおそれの程度により ランク付けし、リストアップしたもの。レッドリストにリ ストアップされた種について、生息・生育状況等の解説を 記載したものがレッドデータブック。

延岡市環境審議会委員名簿

令和5年2月1日委嘱 任期2年

区分	氏名	役職	
<u> </u>			
学識を有する者	内田 勝久	会 長	宮崎大学 教授
1 117/ 2 11 > 3 1	甲斐 久博		九州保健福祉大学 准教授
	下村 慎一郎		延岡河川国道事務所 技術副所長
関係行政機関の	加行 孝		延岡土木事務所 所長
職員	椎葉 茂樹		延岡保健所 所長
	川越 香		東臼杵農林振興局 次長
	黒木 清		延岡商工会議所 専務理事
	倉澤 季里		延岡市西臼杵郡薬剤師会 副会長
	宝珠山 厚生		延岡市医師会 理事
	川原博之		延岡農業協同組合 副組合長理事
	日髙 光明		延岡市水産振興委員会 委員
	内田 千博		延岡地区森林組合 代表理事組合長
	小野 挙		延岡市議会議員
	小御門 綾		延岡市議会議員
その他市長が適 当と認めるもの	比江島 久美子		延岡市議会議員
	成迫 平五郎	副会長	県北植物愛好会 顧問
	長田 史成		延岡市PTA連絡協議会 副会長
	馬場 祐子		のべおか男女共同参画会議21 事務局次長
	竹本 欣弘		旭化成株式会社 延岡支社 環境安全部長
	関 順子		宮崎県地球温暖化防止活動推進員
	山田 大志		NPO法人五ヶ瀬川流域ネットワーク 理事長
	松原 絢子		日本熊森協会宮崎県支部 会員
	向井 セイ子		川坂川を守る会 副会長

〇 延岡市環境基本条例

平成11年3月29日条例第9号

改正

平成17年12月19日条例第90号

附則

わたしたちは、よりよい環境を次の世代に引き継ぐため、ふるさとの山、川、海をいつくしみ、一人ひとりが身のまわりのことから環境にやさしい暮らしを実践することを誓い、「地球環境保全都市」を宣言した。

ここに、わたしたち市民すべての参加の下に、自らの社会を環境への負荷の少ない持続的発展の可能な社会に変えていくとともに、地球環境保全のための取組を積極的に進めていくため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
 - (2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
 - (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲に わたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、 土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及 び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に 密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをい う。

(基本理念)

- 第3条 環境の保全は、市民が健康で文化的な生活に欠くことのできない健全で恵み豊かな環境の 恵沢を享受するとともに、人と自然との共生が将来にわたって確保されるように適切に行われな ければならない。
- 2 環境の保全は、公害の防止並びに資源の適正な管理及び循環的な利用を図り、環境への負荷の 少ない持続的な発展が可能な社会を構築することを目的として、すべての者の公平な役割分担の 下に自主的かつ積極的な取組により行わなければならない。

- 3 環境の保全は、生態系及び市域の自然的条件に配慮し、自然と共存する都市の実現を目的として行われなければならない。
- 4 地球環境の保全は、地域の環境が地球全体の環境にもかかわっていることにかんがみ、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

- 第4条 市は、前条に規定する環境の保全についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。
 - (事業者の責務)
- 第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる ばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必 要な措置を講ずる責務を有する。
- 2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

- 第6条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活において、廃棄物の減量、資源の有効な利用等により環境への負荷の低減に努めなければならない。
- 2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら努めるとともに、市 が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 環境の保全に関する基本的施策

(施策の策定等に関する基本指針)

- 第7条 環境の保全に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保 を旨として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならな い。
 - (1) 市民の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
 - (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとと もに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的 に保全されること。
 - (3) 人と自然との豊かな触れ合いが保たれること。

(環境基本計画)

- 第8条 市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、延岡市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めるものとする。
- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
 - (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために 必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民及び事業者の意見を反映するための必要な 措置を講ずるとともに、延岡市環境審議会の意見を聴くものとする。
- 4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表するものとする。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第9条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境 基本計画との整合を図り、環境の保全について配慮するものとする。

(規制の措置)

- 第10条 市は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。
- 2 市は、自然環境その他市民の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するため、前項に規定する措置に準じて必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。

(資源の循環的な利用等の促進)

- 第11条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者と協力して、資源の循環的な利用 及びエネルギーの有効な利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者と協力して、廃棄物の減量、再生利用及 び適正な処理が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全に関する教育、学習等)

第12条 市は、市民及び事業者が環境の保全についての理解を深めるとともに、これらの者の自発的な環境の保全に関する活動が促進されるように、生涯を通じた環境の保全に関する教育及び学習を振興し、並びに環境の保全に関する広報活動を充実するため、必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の自発的な活動の支援)

第13条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体」という。)が自発的に行う河川浄化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(情報の提供)

第14条 市は、第12条の規定による環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに前条の規定による環境の保全に関する活動の促進に資するため、個人及び法人その他の団体の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(調査及び研究の実施)

- 第15条 市は、環境の保全に関する施策を策定し、及び適正に実施するため、公害の防止、自然環境の保全その他の環境の保全に関する事項について、必要な調査及び研究を実施するものとする。 (監視等の体制の整備)
- 第16条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するため、国、県及び他の地方公共団体と連携をとりながら、必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

(推進体制)

第17条 市は、環境の保全に関する施策を国、県、他の地方公共団体、市民、事業者及び民間団体と 連携して積極的に推進するための体制を整備するように努めるものとする。

第3章 延岡市環境審議会

- 第18条 環境基本法 (平成5年法律第91号) 第44条の規定に基づき、本市に延岡市環境審議会 (以下「審議会」という。)を置く。
- 2 審議会は、次に掲げる事務を行う。
 - (1) 環境基本計画に関し、第8条第3項に規定する事項を処理すること。
 - (2) 市長の諮問に応じ、環境の保全に関する基本的事項及び重要事項を調査審議すること。

- (3) 前2号に掲げるもののほか、他の法令の規定によりその権限に属させられた事務
- 3 審議会は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。
- 4 審議会は、委員25人以内で組織する。

第4章 補則

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に規則で定める。 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。

(延岡市生活環境保護条例の一部改正)

2 延岡市生活環境保護条例(昭和58年条例第5号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成17年12月19日条例第90号)

この条例は、平成18年2月20日から施行する。

〇 延岡市環境基本条例施行規則

平成11年3月31日規則第12号

改正

平成18年1月30日規則第5号 平成26年10月16日規則第32号 令和3年2月10日規則第3号

延岡市環境基本条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、延岡市環境基本条例(平成11年条例第9号。以下「条例」という。)の施行に 関し必要な事項を定めるものとする。

(環境基本計画の案の公表等)

- 第2条 市長は、条例第8条に規定する環境基本計画を定めようとするときは、あらかじめ当該環境基本計画の案を公表するものとする。
- 2 市民は、前項の規定による公表の日から20日を経過するまでの期間内に、市長に対し環境の保 全上の見地から意見を述べることができる。

(環境審議会の委員)

- 第3条 延岡市環境審議会(以下「審議会」という。)の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験を有する者
 - (2) 関係行政機関の職員
 - (3) その他市長が適当と認める者
- 2 委員の任期は、2年以内とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の 任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

- 第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第5条 審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。
- 2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、市民環境部生活環境課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。

(北方町及び北浦町の編入に伴う経過措置)

2 北方町及び北浦町の編入の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、平成19年11月30日までとする。

附 則 (平成18年1月30日規則第5号)

この規則は、平成18年2月20日から施行する。

附 則(平成26年10月16日規則第32号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年2月10日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

第3次 延岡市環境基本計画(2021年度~2030年度)

発行年月:令和3年3月

改定年月:令和6年3月

発 行:延岡市 市民環境部 生活環境課

〒882-8686 宮崎県延岡市東本小路2番地1

TEL 0982-22-7001 FAX 0982-31-5515